

令和 7 年 3 月 24 日

令和 7 年

第 3 回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和7年3月24日（月曜日）午後2時から

1 出席委員（5名）

小 黒 仁 史	教育長
高 橋 幸 子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
北 内 英 章 委 員	
藤 井 大 吾 委 員	

2 出席職員（10名）

教育総務部長	今 井 健太郎
参事（教育施設担当）	河原田 光
教育総務課長	鈴 木 孝 司
教育施設担当課長	小野澤 行 平
副参事（教育地域力担当）	長 岡 誠
副参事（教育施設調整担当）	小 池 武 道
学務課長	高 野 恭 子
学校支援担当課長	鈴 木 啓 介
教育センター所長	早 田 由香史
大田図書館長	後 藤 清

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 議案審議

第9号議案 大田区教育委員会事務局処務規定の一部を改正する規則

第10号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第11号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規定の一部を改正する訓令

第12号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令

第13号議案 大田区特別支援教育推進計画の策定について

(午後 2 時00分開会)

○教育長

ただいまから、令和 7 年第 3 回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

なお、三留委員につきましては、あらかじめ本日欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。

委員の皆様に傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは、禁止されております。ご協力よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に高橋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第 1 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 1 は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

本日は、議会での所信表明について、それから小中学校の卒業式について、2 点についてご報告をさせていただきます。

2 月 14 日に、区議会第 1 回定例会がございまして、教育長所信ということで 15 分ほど区議会とお話をさせていただきました。令和 6 年度は、新たな教育ビジョンにより教育施策がスタートした年ということで、未来社会を創造的に生きていく意欲的なこどもの姿、それを各学校で見ることができたので、5 点ほど報告させていただきました。

1 点目は、科学教育についてですが、清水窪小学校で行っていたサイエンスコミュニケーション科、そこで、こどもたちがペットボトルロケットの実験を行うところでした。こどもたちが、これからどんな実験をするのか、勢い込んでお話をするその姿から、確実に科学好きのこどもが育っている、それを実感したということを報告させていただきました。

2 つ目は、英語教育の充実についてです。これは、大森東小学校で研究発表会がありましたが、OGC ルームを使って、こどもたちが自信を持って会話をしている様子から、非

常に英語に対する意欲、それから、自信というものを強く感じたところです。

3点目は、おおたの未来づくりですが、令和7年度から5、6年生を対象に全面実施となりますが、東蒲小学校のお茶作りの実践、これは現地の梅農家とも連絡を取りながら、地元のお茶屋さんのご協力を得て、おいしい梅茶作りに取り組んでいるところを報告させていただきました。

それから、東調布第一小学校は、自転車事故や盗難・特殊詐欺を減らしたいというアイデアがないかということで要請を受けて、5年生が、それぞれ様々なことを考えて、事故防止等に取り組んだ実践を報告させていただきました。

4点目は、ICTを活用した主体的な授業ということで、雪谷中学校のタブレットを活用した授業の様子をお話しさせていただきました。いずれにしても、こどもたちが生き生きと意見交換をしながら、タブレットを活用して学習を進めている姿が非常に印象的だったということです。

5点目は、小学校駅伝大会のときに、ゴールした後にこどもたちがたたえ合っている様子をお話しさせていただいております。

5点について報告をさせていただきましたが、やはり教育の成果をこどもの姿で見せていくということが、非常に大事だと思っているところです。そのことを報告させていただきました。

2点目の報告は、卒業式についてです。3月19日には、六郷中学校の卒業式に行っていました。非常に力強い歌声、卒業生の響く歌声が非常に感動的でした。こどもたちの姿を見ていると、友達の言葉であるとか、そういう行動に思わずもらい泣きをするというような場面が多くありました。

中学生にとって、友達との生活が非常に、部活であったり、行事であったり、充実していたのかなと思います。そこで築き上げた絆といったものは、非常に大きいものですし、多感な難しい時期を生きるこどもたちにとっては、その友達との関わりをさらに充実していき、その中で自分を見つめていく、自信を持っていく、そういったことが大変重要なんではないかとこどもたちの涙を見て思いました。

また本日は、矢口小学校の卒業式に行っていました。2クラスで、79名でしたが、この学校は、卒業証書をもらった後、一声、決意の言葉を発していました。こういう勉強をしたい、中学校でしっかりと自分の夢や取り組みたいことを語っていた姿が、大変印象的でした。卒業式を一人一人のこどもたちが主役だということで、臨んでいたと思っています。

その中で、英語を活かして、海外で活躍したいという方が非常に多かったように思います。そういう意味では、こどもたちは、私たちが感じているのと同じように、または感じている以上に、夢を持って英語を頑張りたいという気持ちが大きかったのかなと思いました。

音楽のほうも、新たな曲、今まで卒業式にあまり流れていなかったような曲が、式の最中、音楽の先生が生でバックグラウンドミュージックをやっていたと思いますが、新しい歌や曲、その中でこどもたちが育っていく様子が、非常に良かったと思います。卒業式の大切さというものを感じたところでございます。

以上、私のほうから2点、報告をいたしました。

ほかに、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

○深澤委員

私も今日は、多摩川小学校の卒業式に参加させていただきました。多摩川小学校でも、卒業証書を授与する前に、一言、言葉をこどもたちが述べていました。小学校で学んだことの成果や、中学校へかける抱負、将来の夢などをこどもたちが生き生きと語ってくれて、とても感動しました。

将来の抱負で多かったのが、中学校に行ったらサッカーをやりたい、野球をやりたい、将来はＪリーグでプレーしたいとか大リーグの選手になりたいというものでした。そういう男の子がとても多かったので、式が終わった後、校長先生に、何でこんなに多いのか伺いしましたら、野球やサッカーのスポーツチームがあるようで、所属しているこども達が、そこで夢を抱いていくようでした。こどもたちを取り巻く環境、こどもが育つ環境が、こどもの成長や夢にとっても大きな影響を与えるんだということがわかり、環境の大切さを改めて感じてまいりました。

それと、３月９日に、アプリコで行われた春風コンサートを鑑賞してまいりましたので、そのときの様子も少しお話しさせていただきます。春風コンサートは、２部構成となっており、１部は、大森第十中学校吹奏楽部と馬込中学校吹奏楽部による演奏、第２部は、ＪＨＳウインドオーケストラによる演奏でした。

ＪＨＳウインドオーケストラとは、部員の確保ができず、少人数編成で活動している大田区立中学校吹奏楽部の部員が、学校や地域の垣根を越えて合同演奏を行う場です。今年は、中学校５校、３０名の皆さんが出場されました。私が、特にすばらしいと思ったのは、２曲ありまして、一つは、ネリベル作曲のフェスティヴァーヴォです。この曲は、４拍子なのですが、４拍子に聞こえない、とても難しい曲です。確かに、途中から私も４拍子を拾えなくなり、不思議な曲でした。指揮者の小林恵子先生が、このような難しい曲を生徒たちだけで演奏した目的について、昨年度から生徒のみで演奏する試みを始めましたが、生徒たちが去年よりも格段に成長して、難しい曲を演奏できるようになったことと、あと、難しいことでも続けていくことが大切であるということから、このような難しい曲をあえて選択されたというふうにお話しされていました。

２曲目は、スウェアリンジェンの「不滅の光」です。この曲は、第二次世界大戦中に、６００人乗船している船に爆弾が命中してしまい、乗り合わせていた４人の牧師が、自分たちの命を顧みずに人々の命を救おうとする曲です。

この曲は、船が意気揚々と航行している様子から始まり、ドラムがドーンと一つ大きく鳴り響いて、それが、突如敵から爆弾を打ち込まれたということですが、その後一気に悲壮感漂う、不安な雰囲気となりました。混沌とした様子から、最後は、鎮魂歌、賛美歌のような美しい旋律でクライマックスを迎えます。その様子が、演奏でとても見事に表現されており、心が揺さぶられました。

小林先生によると、部活動の地域移行に伴い、吹奏楽部も全国的にＪＨＳのような在り方が増えているとのことでした。ＪＨＳは、複数の学校が集まって練習して、大ホールで演奏するという形の先駆けであるので、全国の模範となるような活動をこれからも続けていきたいとのことでした。

○教育長

ほかに。

○高橋委員

卒業式に参列した報告をします。

最初に、糀谷中学校夜間学級です。5名の卒業生で、移動教室など、様々な行事を通して、くじけそうになる心を励まし合いながら、楽しく学べたと卒業生の言葉でありました。

今年は、連合作品展が、大田区のアプリコで開催され、私も作品を身近に見ることができました。生徒数が少なくなってきたのが、今後の課題として取り組まなければならないと考えます。

次に、蓮沼中学校です。1年生から3年生まで、学年担任制を採用しておりまして、その3年間学んだ学年の卒業式でした。学年担当の7名の先生方が先に入場して、前列に先生たちが迎えるように並んで、その後に、生徒が自主的に154名入場してきました。在校生の出席はなく、卒業生だけで、自主性のある心に残る式になっていました。

本日は、出雲小学校に行きました。98名の卒業生で、和服姿の男女がとても目立って、華やかな卒業式になっていました。出雲小学校は、おおたの未来づくりの学習を他校に先駆けて学んだことで、ゲストティーチャーとの関わりなどもあり、考える力や自信へとつながった卒業生たちだと感じました。

3月2日に大田区の青少年表彰式に参りました。模範青少年部門では、各地区で活躍したリーダーたちを青少年対策地区委員会が推薦した26名のほか、消防少年団、スポーツ・文化部門で活躍した方たちの表彰が行われました。大田区の宝として、今後とも期待するところです。

○教育長

ありがとうございました。

ほかに。

○北内委員

私も卒業式に行ってきました。

19日は、大森第三中学校に行ってきました。

今日は、大森第五小学校に行ってきました。大森第五小学校は小規模校で、1組40人と3組2名が卒業証書を授与されました。

深澤先生からもありましたが、授与されるときに、自分の夢だったり、目標を一人ずつ発表しました。その中で、英語と数学と科学を志向する子どもたちが多く、私は大変嬉しく、立派だと思いました。自分で、自分の夢だったり目標をきちんと発言できることは、すごく立派なことだと思います。

私からは是非、自分自身を信じて進んでくださいと応援しました。小規模校だと一人ひとりの役割が大変多く、こういう式典では、卒業生も在校生も役割が大変多いのですが、立派にこなしていました。校長先生をはじめ、関係者の皆さんにおかれましては、引き続き見守ってあげてくださいとお願いしました。

それから、もう一点は、3月16日にヤングフェス～Oh!!盛祭～に行ってきました。今、ホールが工事中で、本館の5階に仮設ステージが造られ、そこで開会式や舞台演目を行いました。

ヤングステージでは、例えば、大森第四中学校のアコースティックギター部アコギーズの9人が、みんなが3曲、一生懸命演奏してくれました。そのほか、中学生百人一首大会、中高生料理対決、模擬店などが催されました。

外は、たいへん冷たい雨だったのですが、館内は熱気で包まれていました。私は、こういったこどもたちが発表できる機会があるというのは、大変大切だと思っています。発表することでこどもたちが成長し、これをきっかけに自分自身、自信を持つことができると思います。

そのため、引き続きこういう会を持っていたきたいなと思っています。

○教育長

ありがとうございました。

○藤井委員

3月2日に青少年表彰式が区民プラザホールで行われまして、多数のこどもたちが、それぞれの分野で活躍されたことに対して、大田区長から直接表彰を受けました。

表彰されたこどもたちは、自分がやってきたことが区長にこうやって評価していただけたことは、今後、いろんなことをやっていくときのモチベーションが高まることになるのかなと思い、子どもたちのはつらつとした元気な顔を見ておりました。

それから、私も卒業式に行ってみりました。貝塚中学校に行きましたけれども、ここは、私も50年前に卒業した中学校でございまして、久しぶりに行って、校長先生のマイクをどけての大きな声でのスピーチが非常に印象的でした。力強いお言葉を承りましたが、私も前日から中学校の頃のことをずっといろいろ思い出していまして、各教科の先生たちの名前や顔や授業風景の一コマ、運動会の一コマが、どんどん鮮明に思い出せて、自分でもびっくりしました。中学校とか、小学校の頃の先生の思い出というのは、いかに強烈かと。先生に言われたことも、怒られたことも鮮明に覚えていまして、影響を強く受けるということを再度実感しました。

貝塚中学校は4クラスで結構な人数で、なかなか盛大で素晴らしい式典でしたけれども、本日伺った馬込第二小学校のほうは2クラス。小規模校とは言えませんが、最後に、こどもたち全員が、一言ずつ、学校の思い出を語ってくれまして、少し目頭が熱くなるような思いをいたしました。こどもたちの思い出、彼らも1年生から6年生にかけての思い出を一言ずつお話しされていました。この思い出は、一生忘れない宝なので卒業された後も一生覚えている内容で、一生の思い出として、大切にしていいただきたいなと思いました。

先生方が、こどもたちに日頃接して教えてくれていることが、いかにこどもたちに大きな影響を与えるかということを痛感しました。

○教育長

ほかにご質問・意見、よろしいですか。

それでは、次の日程に移りたいと思います。

日程第 2 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 2 は、「議案審議」です。

本日は、第 9 号議案から第 13 号議案までの計 5 件のご審議をお願いします。

それでは、議案を読み上げます。

第 9 号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

第 10 号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。

第 11 号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令。

第 12 号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令。

第 13 号議案 大田区特別支援教育推進計画の策定について。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

私からは、4 件の説明をさせていただきます。

まずは、第 9 号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。令和 7 年度の組織改正におきまして、児童・生徒のさらなる健康増進を目的に、学務課に保健給食担当係長を新設し、保健給食係を廃止します。

また、指導課におきまして、教育に関する社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、現行の事業企画担当係長及び管理係を廃止し、指導事務担当係長を新設します。これに伴いまして、第 2 条及び第 8 条を改正するものでございます。

加えまして、特別支援教育担当係長の事務分掌を業務実態に基づき整理してございます。

続きまして、第 10 号議案でございます。大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則です。第 9 号議案の組織改正に伴いまして、公印取扱い主任を管理係長から指導事務担当係長のうち、指導課長が指定する係長に改正するものでございます。

次に、第 11 号議案大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令でございます。議会の議決に付すべき工事、または製造の請負契約の予定価格を引き上げるため、関係条例が改正されました。これに伴いまして、本規程におきましても同様の改正を行うものでございます。

最後は、第 12 号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令でございます。常時勤務する教職員が 50 人以上の学校は、衛生委員会の設置をすることが義務付けられております。このたび、対象の学校が変更になるため、別表の改正を行うものでございます。

私からは、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの報告に対してご意見・ご質問はありますか。

○深澤委員

まず、第 9 号議案についてですが、本議案は、より職務を充実するという目的から、教育総務部内の学務課・指導課の組織を変更するというもので、特別支援教育担当係長については、医療的ケア児の受入れ及び環境整備に関することを新設しており、合理的、かつ効率的な組織の変更であると考えます。

第 10 号議案についてですが、本議案は、指導課管理係長が公印取扱主任であったものを、先ほどの第 9 号議案における指導課の組織変更に伴い変更するもので、必要性のある改正であると考えます。

第 11 号議案についてですが、本議案は、人件費や物価の上昇に伴い、議会の議決に付すべき工事、または製造の請負の金額を 1 億 5,000 万円から 1 億 8,000 万円に変更するというものですが、こちらは、時流に沿った改正として妥当であると考えます。

第 12 号議案ですが、労働安全衛生法に基づいて、教職員が 50 人以上の学校では、安全衛生委員会が設置されていますが、安全衛生委員会の設置される対象の学校の変更に伴い、規定を変更するものであることから、必要性に基づく改正であると考えます。

以上の理由から、どの議案についても、賛成したいと考えております。

○教育長

ほかに。

よろしいですか。ご意見は、ございませんか。

それでは、議案につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号の議案について、決定したいと思います。

それでは、続けて、事務局職員の説明を求めます。

○学務課長

私からは、第 13 号議案 大田区特別支援教育推進計画の策定について、ご提出させていただきます。こちらの大田区特別支援教育推進計画の提案理由としましては、第 4 期教育振興基本計画である、おおた教育ビジョンに基づく個別計画として策定し、大田区の特別支援教育を総合的、かつ計画的に推進するため、議案として提出するものでございます。

資料は、概要版とそれから、本編、両方配付させていただいておりますが、冊子の本編を基に、概要のみ簡単にご説明をさせていただきます。

まず、本編の第 1 章、計画の作成にあたってとしまして、2 ページ以降になります。2 ページには、これまでの特別支援教育を巡る動きについて記載してございます。平成 19

年の学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障害のある児童・生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じた支援を行う特別支援教育の開始以降、平成 23 年の障害者基本法の改正など、様々な国の動きを記載してございます。

続きまして、3 ページには、計画の策定の目的を記載しておりまして、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築、そして、特別支援教育を総合的、かつ計画的に推進することを目的と明記してございます。

同じページの（3）には、計画の位置付けを記載してございます。こちらは、おおた教育ビジョン第 4 期の個別目標 5 「自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」に紐付く個別計画として、位置付けしてございます。

そして、4 ページに、（4）計画期間を記載してございますが、期間は、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間の計画としてございます。

次に、5 ページ以降の第 2 章におきましては、大田区における特別支援教育の現状としまして、学級等の設置状況を記載してございます。

そして、本編第 3 章、ページで言いますと 7 ページ以降になりますが、こちらは、大田区における特別支援教育の在り方に対する基本的な考え方を示してございます。

なお、9 ページでは、障害のあるお子さんの乳幼児期から社会参加期までのそれぞれのステージを図で表しておりまして、今回の計画は、真ん中の義務教育の小・中学校時期における特別支援教育の方向性を示しております。

ですが、切れ目のない支援により、障害のある児童・生徒の能力を最大限に引き出すということを考える柱として示してございます。

そして、10 ページには、計画の体系図を掲載しておりまして、こちらは、計画の目標としましては、「自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」に対しまして、施策の柱として、五つの柱を取り組むべき大きな方向性と定めております。

五つの柱は、多様な学びの場や機会の充実、学校における支援体制の充実、特別支援教育の指導の充実、切れ目のない一貫した支援、そして、共生社会に向けた教育の推進としております。

そして、第 4 章の 11 ページ以降には、具体的な取組内容の記載をしてございます。こちらは、五つの柱のそれぞれの項目に対しまして、現状、課題、今後の方向性という三つの構成で今後の目指すべきものを示してございます。

そして、ページで言いますと、26 ページ以降におきましては、この計画における用語解説、そして、32 ページ以降が、特別支援に関するデータを掲載してございます。

本計画の策定に至るこれまでの間、特別支援教育に関する学識や福祉団体、また、PTA や都立学校を含む学校関係者、医師会に加え、庁内の関係各部からの幅広い意見を踏まえた検討会議を開催しましたほか、パブリックコメントにおいて寄せられた区民からの意見も反映させた内容としてございます。

大田区におけるこれまでの教育現場における特別支援教育を推進してきた中、特別支援教育を体系付ける区としての計画が必要と考え、そして、今回、初めての計画策定に至ったところでございます。

これによりまして、障害のあるお子さんも、ないお子さんも、一人一人のニーズに合った学びの場の提供をしていくとともに、インクルーシブ教育システムの構築を目指した特

別支援教育を力強く進めていきたいと考えてございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、大田区特別支援教育推進計画についてご報告いただきました。ご意見等がございましたら、お願いします。

○北内委員

ぜひ進めてください。これまでも、本区では、特別支援教育を推進してくださり、特別支援学級や特別支援教室を見学させていただきました。先生たちは、大変手厚く児童・生徒たちに接してくださり、こどもたちも楽しく学び進めていました。是非、この計画を進めていっていただきたいと思います。

○教育長

ほかにございますか。

○深澤委員

大田区特別支援教育推進計画は、おおた教育ビジョンに掲げた「自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」という個別目標を実現するために、三つの施策の柱を掲げています。

そして、その施策の柱について、現状、課題、今後の方向性の順番で具体的な取組内容を稼げており、計画における用語解説も付いており、大変分かりやすい計画になっていると思いました。

また、特別支援教育推進計画検討委員会には、様々なお立場の方のお名前が挙がっており、広く色々な方の意見を取り入れながら作られた計画であると認識しております。

以下、五つの施策について、私が感じたところをお話しさせていただきます。

まず、一つ目の施策である、多様な学びの場や機会の充実については、自閉症、または情緒障害があり、サポートルームの巡回指導では、改善が難しい児童・生徒を対象に、令和6年4月に大森東小学校に自閉症、情緒障害特別支援学級を開設しましたが、ニーズに応じて、令和8年度までに嶺町小学校、道塚小学校、蒲田中学校に増設する方向性が示されています。

サポートルームについては、中学校の巡回校が多いことから、各学校における指導時間が限定されてしまうという課題に対して、令和7年度中には、中学校の拠点校増設やグループ編成の見直しについて検討を行うことが示されており、総じて児童・生徒の教育的ニーズに対応した適切な支援となるための取組となっていると考えます。

二つ目の学校における支援体制の充実についてでございますが、通常の学級における人的支援、特別支援学級において支援にあたる支援員等につき、障害に対する十分な理解・啓発が求められることを課題として捉え、研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努める方向性を示している点が、児童・生徒の教育的ニーズを実質的に担保するものとして評価したいと考えました。

なお、本施策に関しましては、パブリックコメントでも複数ご指摘いただいておりますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

三つ目の特別支援教育の指導の充実でございますが、特別支援学級やサポートルームを利用する児童・生徒には、ＩＣＴ機器の活用が有用であります。一人一人の実態に合わせた支援や指導が必要となります。そのために担当する教員には、特別支援教育についての高い専門性が求められることが課題として提起されていまして。

今後の方向性としては、教育ソフトの導入と共に、教員に対して特別支援教育に関わる知識の獲得や日々の支援や指導に使用する教材の作成等を包括的にサポートすることが示されていまして。障害のあるお子さんは、一人一人できることやできないことが異なるため、教員はそれを見極める必要があります。支援や指導の方法は画一的ではありません。

それゆえ、様々な面から教員に対して包括的なサポートを行うことが、特別支援教育の質の確保・向上という観点から重要であると考えますので、ぜひ教員へのサポート体制を確立していきたいと思っております。

四つ目の切れ目のない一貫した支援では、就学相談のさらなる充実や関係機関との連携等による切れ目のない支援が、今後の方向性として示されており、お子さんの将来を見据え、とても大切な視点であると思っております。就学は、障害のあるお子さんの自立や社会参加を促す一歩であり、特別支援教育から切れ目なく次につなげていくことが重要です。パブリックコメントでもご意見をいただいていたのですが、ご本人、保護者に寄り添った支援をお願いいたします。

五つ目の共生社会に向けた教育の推進は、誰もがお互いを尊重し、支え合う社会を形成するための施策であり、これも大変重要であると思っております。障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合う環境があって、初めて自然とお互いの違いや人々の多様性を知ることができ、ひいては認め合い、共生社会の実現に向けて進んでいくことができるのだと思っております。

これらの施策を実行し、子どもが自分らしく生き生きと生きるための学びを支援していただくことを願い、大田区特別支援教育推進計画に賛同いたします。

○教育長

ありがとうございました。

ほかに。

○高橋委員

全ての子どもたちが最適な学びの場で、学校が笑顔と温かさのあふれる場所であることが教育ビジョンでも掲げています。障害のある児童・生徒も、適切な指導、必要な支援が必要です。

目標にある「自分らしくいきいきと生きるための学び」ということは、とても大事だと考えます。自立と社会参加を促進するためにこの推進計画が有効に進められるよう願っています。

○教育長

ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。

○藤井委員

サポートルーム等非常に大田区では、先進的に進めていただいていると思います。今度、5歳児健診というものが、少しずつ普及してくると思われませんが、3歳児で健診すると外れが多くて、あまり役に立たない。逆に5歳児で健診をすると、比較的将来のことが分かるということが言われております。

それで、この前、医師会での勉強会がありましたけれども、なぜ5歳児でそれをチェックすることにどういう意味があるかということが大事かと思えますけれども、5歳児で気づきの場を提供すると。その後、実際どうなのかということは、将来のことは分からない部分もありますが、発達相談会とか、子育て相談会を通して、そういったことが、もし、こどもが発達障害が強く疑われるという場合には、発達障害のこどもが、小学校に最初に入った時点で、注意とか、怒られたりとかということが繰り返されますと、そのこどもは、当然、自信を喪失するし、自己否定感が強くなっていきます。そうすると、症状としての問題行動とか、不登校に結びついてくると言われています。

ですから、発達障害があっても、大きくなって症状が改善していくことが多いと思えますけれども、その前に、学校に通うということに支障が出てきやすい。

なので、最初からそういうこどもに対しては、こういう言い方はしないほうがいいのか、受入れ側のほうも、きちっとその辺をみんなで共通した認識を持って対応してあげるといことで、そのこどもの自信を自己否定をしないようにしてあげるといことが、将来的なそのこどもの学校の通いやすさとか、学校での活躍に結び付いてくると思いますので、早期から教育委員会を通じて、小学校、あるいは中学校に行くときも、切れ目のないその指導体制を敷いてあげるといことが、非常に重要かと思いました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、意見も出ましたので原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長

それでは、第13号議案につきましては、原案のとおり決定いたします。
本日は、これをもちまして、令和7年第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

令和7年 第3回 教育委員会 定例会 3月24日(月) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

☐教育総務部長

☐参事（教育施設担当）

☐教育総務課長

☐教育施設担当課長

☐副参事（教育地域力担当）

☐副参事（教育施設調整担当）

☐学務課長

☐指導課長

☐指導企画担当課長

☐学校支援担当課長

☐副参事（法務担当）

☐教育センター所長

☐幼児教育センター所長

☐大田図書館長

<議案審議>

- 第 9 号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 10 号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第 11 号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令
- 第 12 号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令
- 第 13 号議案 大田区特別支援教育推進計画の策定について

令和 7 年 3 月 24 日

令和 7 年第 3 回教育委員会定例会日程

日程第 1 教育長の報告事項

日程第 2 議案審議

第 9 号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第 10 号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第 11 号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

第 12 号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令

第 13 号議案 大田区特別支援教育推進計画の策定について

第9号議案

大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和7年3月24日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表教育総務部の部学務課の款保健給食係の項を削り、同款特別支援教育担当係長の項の前に次のように加える。

保健給食担当係長

第2条の表教育総務部の部指導課の款事業企画担当係長の項中「事業企画担当係長」を「指導事務担当係長」に改め、同款管理係の項を削る。

第8条の表教育総務部の部学務課の款特別支援教育担当係長の項の前に次のように加える。

保健給食担当係長

- （1） 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免及び報酬に関すること。
- （2） 児童及び生徒の定期及び臨時の健康診断に関すること。
- （3） 就学時健康診断に関すること。
- （4） 災害診療費及び医療扶助に関すること。
- （5） 学校伝染病に関すること。
- （6） 校舎及び校庭樹木の害虫駆除に関すること。
- （7） 学校保健会との連絡に関すること。
- （8） 日本スポーツ振興センターに関すること。
- （9） 学校給食調理器機の整備に関すること。

- (10) 学校の給食室の目的外使用許可に関すること。
- (11) 学校給食関係補助金に関すること。
- (12) 学校給食調理業務の民間委託に関すること。
- (13) 学校給食の栄養に関すること。

第8条の表教育総務部の部学務課の款特別支援教育担当係長の項を次のように改める。

特別支援教育担当係長

- (1) 特別支援学級の整備充実に関すること（学校特別補助員の追加配置を含む。）。
- (2) 特別な支援が必要な児童及び生徒の就学に関すること。
- (3) 特別支援学級の学級編制に関すること。
- (4) 介添員等の啓発に関すること。
- (5) 医療的ケア児の受入れ及び環境整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第8条の表教育総務部の部学務課の款保健給食係の項を削る。

第8条の表教育総務部の部指導課の款事業企画担当係長の項を次のように改める。

指導事務担当係長

- (1) 学校教育指導に伴う事務に関すること。
- (2) 連合行事の事務に関すること。
- (3) 教育研究会の連絡調整に関すること。
- (4) 教科書採択事務に関すること。
- (5) 各種届出に関すること。
- (6) 不登校対策事業に関すること（つばさ教室に関する事務を除く。）。

(7) ICT を活用した教育の充実に関すること（基盤整備に関する事務を除く。）。

(8) 課内その他の事務に関すること。

第8条の表教育総務部の部指導課の款管理系の項を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、組織及び分掌事務を変更するほか、規定を整理するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
○大田区教育委員会事務局処務規則 昭和49年3月30日 教育委員会規則第9号 第1条（現行のとおり） （事務局の組織） 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。 教育総務部 教育総務課の項（現行のとおり） 学務課 <u>保健給食担当係長</u> 特別支援教育担当係長 就学相談担当係長 校外施設調整担当係長 学校運営係 学事係 <u>（削除）</u> 指導課 指導主事 <u>指導事務担当係長</u> 学校支援担当係長 教職員担当係長 <u>（削除）</u> 第3条から第7条まで（現行のとおり） （事務局の分掌事務） 第8条 事務局の部、課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務部 教育総務課の項（現行のとおり） 学務課 <u>保健給食担当係長</u> <u>（1） 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免及び報酬に関すること。</u> <u>（2） 児童及び生徒の定期及び臨時の健康診断に関すること。</u> <u>（3） 就学時健康診断に関すること。</u>	○大田区教育委員会事務局処務規則 昭和49年3月30日 教育委員会規則第9号 第1条（略） （事務局の組織） 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。 教育総務部 教育総務課の項（略） 学務課 <u>（新設）</u> 特別支援教育担当係長 就学相談担当係長 校外施設調整担当係長 学校運営係 学事係 <u>保健給食係</u> 指導課 指導主事 <u>事業企画担当係長</u> 学校支援担当係長 教職員担当係長 <u>管理係</u> 第3条から第7条まで（略） （事務局の分掌事務） 第8条 事務局の部、課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務部 教育総務課の項（略） 学務課 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>(4) 災害診療費及び医療扶助に関すること。</u> <u>(5) 学校伝染病に関すること。</u> <u>(6) 校舎及び校庭樹木の害虫駆除に関すること。</u> <u>(7) 学校保健会との連絡に関すること。</u> <u>(8) 日本スポーツ振興センターに関すること。</u> <u>(9) 学校給食調理器機の整備に関すること。</u> <u>(10) 学校の給食室の目的外使用許可に関すること。</u> <u>(11) 学校給食関係補助金に関すること。</u> <u>(12) 学校給食調理業務の民間委託に関すること。</u> <u>(13) 学校給食の栄養に関すること。</u> 特別支援教育担当係長 (1) 特別支援学級の整備充実に関すること <u>(学校特別補助員の追加配置を含む。)</u>。 (2) 特別な支援が必要な児童及び生徒の就学に関すること。 (3) 特別支援学級の学級編制に関すること。 (4) <u>介添員等</u>の啓発に関すること。 <u>(5) 医療的ケア児の受入れ及び環境整備に関すること (他の所管に属するものを除く。)</u>。 就学相談担当係長の項から学事系の項まで (現行のとおり) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 特別支援教育担当係長 (1) 特別支援学級の整備充実に関すること。 _____ (2) 特別な支援が必要な児童及び生徒の就学に関すること。 (3) 特別支援学級の学級編制に関すること。 (4) <u>学校特別支援員の配置及び啓発</u>に関すること。 <u>(新設)</u> 就学相談担当係長の項から学事系の項まで (略) <u>保健給食係</u> <u>(1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免及び報酬に関すること。</u> <u>(2) 児童及び生徒の定期及び臨時の健康診断に関すること。</u> <u>(3) 就学時健康診断に関するこ</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>と。</u> <u>(4) 災害診療費及び医療扶助に關すること。</u> <u>(5) 学校伝染病に關すること。</u> <u>(6) 校舎及び校庭樹木の害虫駆除に關すること。</u> <u>(7) 学校保健会との連絡に關すること。</u> <u>(8) 日本スポーツ振興センターに關すること。</u> <u>(9) 学校給食調理器機の整備に關すること。</u> <u>(10) 学校の給食室の目的外使用許可に關すること。</u> <u>(11) 学校給食関係補助金に關すること。</u> <u>(12) 学校給食調理業務の民間委託に關すること。</u> <u>(13) 学校給食の栄養に關すること。</u>
指導課	指導課
指導主事の項（現行のとおり）	指導主事の項（略）
指導事務担当係長	事業企画担当係長
<u>(1) 学校教育指導に伴う事務に關すること。</u> <u>(2) 連合行事の事務に關すること。</u> <u>(3) 教育研究会の連絡調整に關すること。</u> <u>(4) 教科書採択事務に關すること。</u> <u>(5) 各種届出に關すること。</u> <u>(6) 不登校対策事業に關すること（つばさ教室に關する事務を除く。）。</u> <u>(7) ICTを活用した教育の充実に關すること（基盤整備に關する事務を除く。）。</u> <u>(8) 課内その他の事務に關すること。</u>	<u>(1) 不登校対策事業に關すること（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）關係を含む。）。</u> <u>(2) ICTを活用した教育の充実に關すること。</u> <u>(3) その他特命に關すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
学校支援担当係長の項及び教職員担当係長の項（現行のとおり） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 第9条から第11条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u> 別表（第4条関係）（現行のとおり）	学校支援担当係長の項及び教職員担当係長の項（略） <u>管理係</u> <u>（1） 学校教育指導に伴う事務に關すること。</u> <u>（2） 連合行事の事務に關すること。</u> <u>（3） 教育研究会の連絡調整に關すること。</u> <u>（4） 教科書採択事務に關すること。</u> <u>（5） 各種届出に關すること。</u> <u>（6） 課内その他の事務に關すること。</u> 第9条から第11条まで（略） 別表（第4条関係）（略）

第10号議案

大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月24日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大田区教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「管理係長」を「指導事務担当係長のうち指導課長が指定する係長」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、公印取扱主任に関する規定を整理するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第11号）新旧対照表

新	旧
○大田区教育委員会公印規則 平成10年3月31日 教育委員会規則第11号 第1条から第8条まで（現行のとおり） （公印取扱主任） 第9条（現行のとおり） 2 主任は、管理者が課長（大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）第4条第1項に規定する課長及び同条第3項に規定する担当課長、教育センター所長、幼児教育センター所長、大田図書館長並びに校長をいう。以下同じ。）である場合は、当該課の庶務を担当する係長（担当係長を含む。以下同じ。）を充てる。ただし、管理者が教育施設担当課長である場合は教育総務課庶務係長を充て、管理者が指導企画担当課長である場合は指導課<u>指導事務担当係長のうち指導課長が指定する係長</u>を充て、管理者が学校支援担当課長である場合は指導課学校支援担当係長のうち指導課長が指定する係長を充て、管理者が校長である場合は副校長を充てる。 3から5まで（現行のとおり） 第10条から第15条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u> 別表第1（第2条関係）及び別表第2（第2条関係）（現行のとおり） 別記第1号様式（第4条関係）から第11号様式（第14条関係）まで（現行のとおり）	○大田区教育委員会公印規則 平成10年3月31日 教育委員会規則第11号 第1条から第8条まで（略） （公印取扱主任） 第9条（略） 2 主任は、管理者が課長（大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）第4条第1項に規定する課長及び同条第3項に規定する担当課長、教育センター所長、幼児教育センター所長、大田図書館長並びに校長をいう。以下同じ。）である場合は、当該課の庶務を担当する係長（担当係長を含む。以下同じ。）を充てる。ただし、管理者が教育施設担当課長である場合は教育総務課庶務係長を充て、管理者が指導企画担当課長である場合は指導課<u>管理係長</u>を充て、管理者が学校支援担当課長である場合は指導課学校支援担当係長のうち指導課長が指定する係長を充て、管理者が校長である場合は副校長を充てる。 3から5まで（略） 第10条から第15条まで（略） 別表第1（第2条関係）及び別表第2（第2条関係）（略） 別記第1号様式（第4条関係）から第11号様式（第14条関係）まで（略）

第11号議案

大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和7年3月24日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令
大田区教育委員会事務局事案決定手続規程（平成13年教育委員会訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「1億5,000万円」を「1億8,000万円」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の改正に伴い、規定を整理するため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区教育委員会事務局事案決定手続規程（平成13年教育委員会訓令甲第14号）新旧対照表

新	旧
○大田区教育委員会事務局事案決定手続規程 平成13年6月1日 教育委員会訓令甲第14号 第1条から第4条まで（現行のとおり） （決定対象事案） 第5条（現行のとおり） 2 部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。 （1）から（7）まで（現行のとおり） （8） 予定金額1,000万円以上 <u>1億8,000万円</u>未満の工事又は製造の請負を決定すること。 （9）から（28）まで（現行のとおり） 3 及び 4 （現行のとおり） 第6条から第16条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和7年4月1日から施行する。</u>	○大田区教育委員会事務局事案決定手続規程 平成13年6月1日 教育委員会訓令甲第14号 第1条から第4条まで（略） （決定対象事案） 第5条（略） 2 部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。 （1） から（7）まで（略） （8） 予定金額1,000万円以上 <u>1億5,000万円</u>未満の工事又は製造の請負を決定すること。 （9） から（28）まで（略） 3 及び 4 （略） 第6条から第16条まで（略）

第12号議案

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 24 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程(昭和53年教育委員会訓令甲第13号)
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条の 3 関係）

大田区立大森第四小学校
同 入新井第一小学校
同 馬込第三小学校
同 梅田小学校
同 池上小学校
同 入新井第二小学校
同 東調布第一小学校
同 東調布第三小学校
同 嶺町小学校
同 池雪小学校
同 小池小学校
同 雪谷小学校
同 出雲小学校
同 高畑小学校
同 矢口西小学校
同 多摩川小学校
同 蒲田小学校
同 大森第八中学校
同 東調布中学校
同 大森第七中学校
同 糀谷中学校
同 志茂田中学校
同 矢口中学校

同	御園中学校
同	蓮沼中学校

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

労働安全衛生法の規定により安全衛生委員会を設置すべき大田区立学校が変更になるため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程（昭和53年教育委員会訓令甲第13号）新旧対照表

新	旧
○大田区立学校安全衛生委員会等設置規程 昭和53年12月22日 教育委員会訓令甲第13号 第1条から第9条まで（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和7年4月1日から施行する。</u> 別表（第1条の3関係）	○大田区立学校安全衛生委員会等設置規程 昭和53年12月22日 教育委員会訓令甲第13号 第1条から第9条まで（略） 別表（第1条の3関係）
大田区立大森第四小学校	大田区立大森第四小学校
同 入新井第一小学校	同 入新井第一小学校
同 馬込第三小学校	同 馬込第三小学校
同 梅田小学校	同 梅田小学校
同 池上小学校	同 池上小学校
同 入新井第二小学校	同 入新井第二小学校
同 東調布第一小学校	同 東調布第一小学校
同 東調布第三小学校	同 東調布第三小学校
同 嶺町小学校	同 嶺町小学校
同 池雪小学校	同 池雪小学校
同 小池小学校	同 小池小学校
同 雪谷小学校	同 雪谷小学校
同 出雲小学校	同 出雲小学校
同 <u>高畑小学校</u>	同 <u>矢口西小学校</u>
同 <u>矢口西小学校</u>	同 <u>多摩川小学校</u>
同 <u>多摩川小学校</u>	同 <u>蒲田小学校</u>
同 <u>蒲田小学校</u>	同 <u>大森第八中学校</u>
同 <u>大森第八中学校</u>	同 <u>大森第七中学校</u>
同 <u>東調布中学校</u>	同 <u>糀谷中学校</u>
同 <u>大森第七中学校</u>	同 <u>六郷中学校</u>
同 <u>糀谷中学校</u>	同 <u>志茂田中学校</u>
同 <u>志茂田中学校</u>	同 <u>矢口中学校</u>
同 <u>矢口中学校</u>	同 <u>御園中学校</u>
同 <u>御園中学校</u>	同 <u>蓮沼中学校</u>
同 <u>蓮沼中学校</u>	

第 13 号 議案

大田区特別支援教育推進計画の策定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 24 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区特別支援教育推進計画の策定について
大田区特別支援教育推進計画について、下記のとおり決定する。

記

1 大田区特別支援教育推進計画 別紙のとおり

(提案理由)

「おおた教育ビジョン」（第 4 期教育振興基本計画）に基づく個別計画として
策定し、大田区の特別支援教育を総合的かつ計画的に推進するため。

「大田区特別支援教育推進計画」概要版

第1章 計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育をめぐる動き

平成23年 障害者基本法の改正
平成25年 障害者差別解消法の制定
平成26年 障害者権利条約の批准

(2) 計画策定の目的

特別支援教育を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、『おおた教育ビジョン』（第4期）に基づく個別計画として位置づけます。

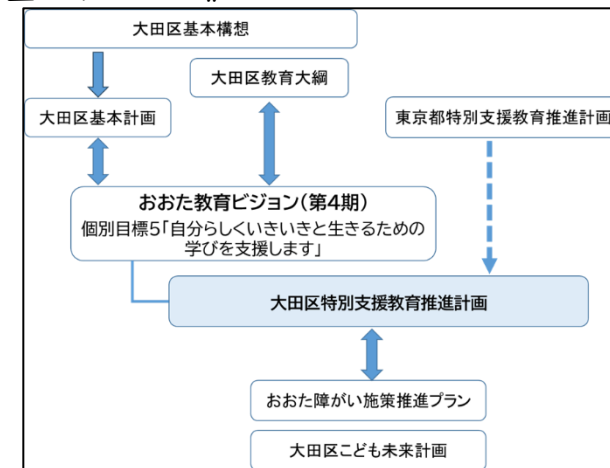
(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、
「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

《位置づけイメージ》



第2章 大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級等の設置状況（令和6年度）

	知的障害 (固定)	自閉症・情緒 障害(固定)	弱視 (通級)	難聴 (通級)	言語障がい (通級)	特別支援 教室	特別支援学 校(病虚弱)
小学校	16校	1校※	1校	2校	4校	59校	1校
中学校	10校	-※	-	1校	-	28校	-

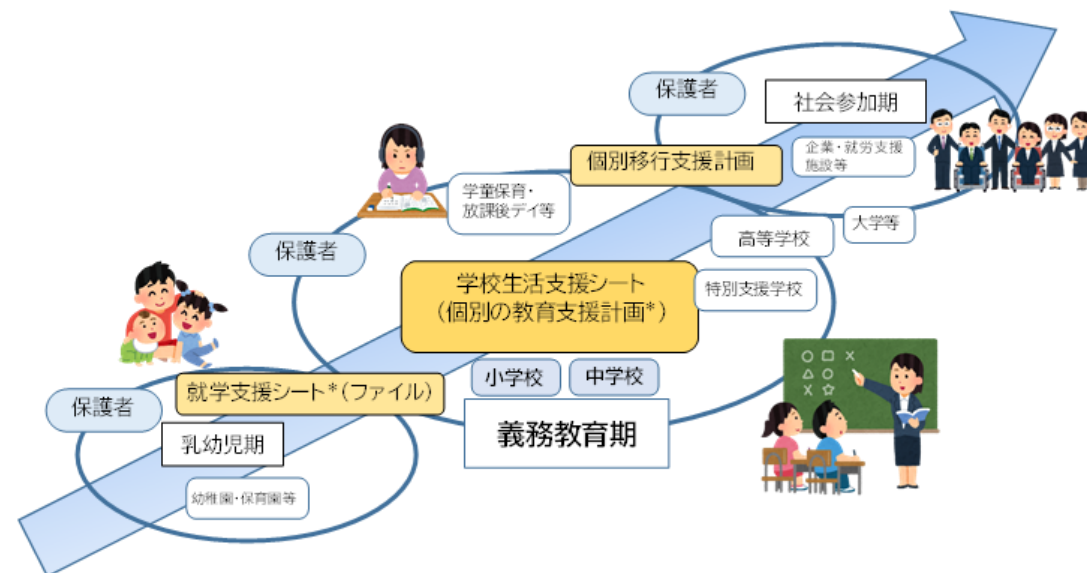
※自閉症・情緒障害特別支援学級は令和7年度に小学校1校・中学校1校、令和8年度に小学校1校開設予定

(2) 東京都立特別支援学校

第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。



第4章 具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

- ① 知的障害特別支援学級
- ② 自閉症・情緒障害特別支援学級
- ③ 通級指導学級(弱視・難聴・言語障がい)
- ④ 特別支援教室(サポートルーム)
- ⑤ 館山さざなみ学校(特別支援学校)

(2) 学校における支援体制の充実

- ① 通常の学級における人的支援
- ② 特別支援学級における人的支援

(3) 特別支援教育の指導の充実

- ① 教員の資質・専門性の向上
特別支援教育の理念や現状の理解を通じた、指導力の確立
- ② ICT機器の活用
1人1台のタブレット端末の配備による、学習支援や情報保障
- ③ キャリア教育の充実
障がいや特性に応じた職場体験と、外部人材を活用し就労を見据えたキャリア教育
- ④ 特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上
特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援し、こどもたちと直接かかわりのある職員に対する研修の実施
- ⑤ 都立特別支援学校との連携
都立特別支援学校との連携による指導力の向上と理解啓発

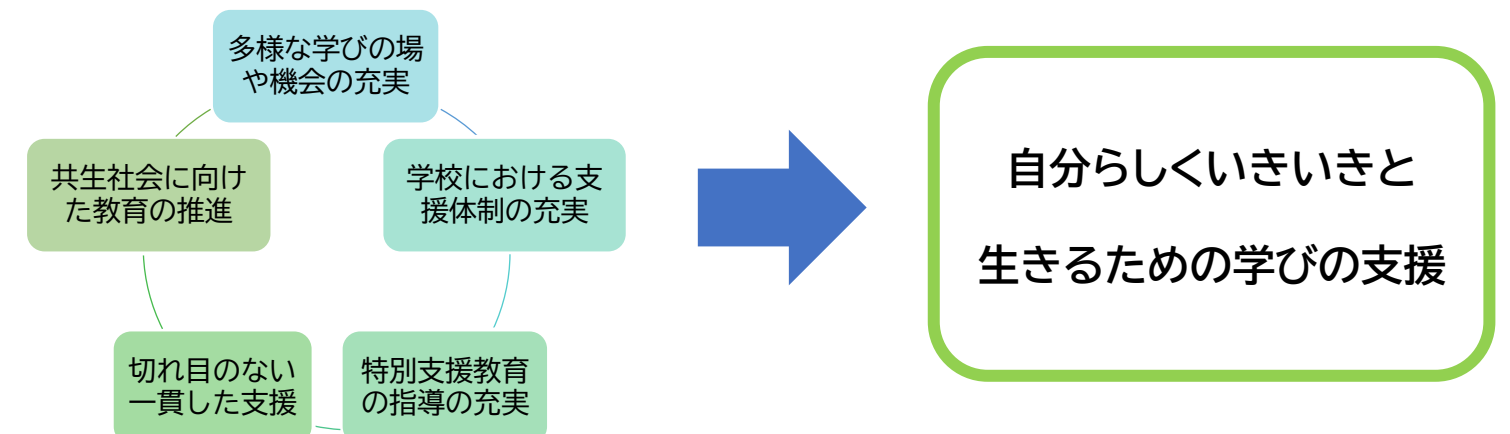
(4) 切れ目のない一貫した支援

- ① 就学相談のさらなる充実
こどもたちのもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けた就学相談の充実
- ② 関係機関との連携等による切れ目のない支援
就学前機関等との連携を深めることによる、教育相談体制の強化
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援
学校における医療的ケアの実施体制の充実

(5) 共生社会に向けた教育の推進

- ① 障がい者理解教育の推進
障がい者理解のための授業や都立特別支援学校による出前授業の実施
- ② 交流及び共同学習の充実
障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともにまなぶ「交流学习」と「共同学習」の実施
- ③ 副籍制度による交流
各学校の児童・生徒と、特別支援学校(館山さざなみ学校含む)に在籍する児童・生徒との交流の実施

計画策定によってめざすもの



大田区特別支援教育推進計画

大田区教育委員会

はじめに

大田区教育委員会では、これまで障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な指導及び必要な支援を行っていく「特別支援教育」の考え方にに基づき、特別支援教室の全校設置、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設、医療的ケア児への対応等を着実に進めてきました。

また、令和6年4月に「おおた教育ビジョン(第4期)」を策定し、これからの未来を生きるこどもたち一人ひとりが自分らしく生き抜き、笑顔やあたたかさを実感できる社会の担い手になることをめざし、未来を創り出す力をはぐくむという思いを込めて、様々な教育施策を展開しています。

障がいのある児童・生徒がその持つ力を最大限に伸長するために最適な学びの場や個々の教育的ニーズに対応した指導や支援を提供し、障がいの有無にかかわらずすべてのこどもたちにとって学校が笑顔とあたたかさのあふれる場所となるように、教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

様々な社会状況の変化とともに、特別支援教育をめぐる環境も変わりゆく中、大田区教育委員会では、共生社会の実現に向けてすべてのこどもが可能な限りともに学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築に向け、「大田区特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育のさらなる充実のために、区全体が同じ方向をめざして進んでまいります。

令和7年4月

大田区教育委員会

教 育 長 小黒 仁史

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
(1) 特別支援教育をめぐる動き	2
(2) 計画策定の目的	3
(3) 計画の位置付け	3
(4) 計画期間	4
(5) S D G s の取組との関係	4
第2章 大田区における特別支援教育の現状	5
(1) 特別支援学級等の設置状況	
(2) 東京都立特別支援学校	
第3章 大田区における「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方	
(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方	8
(2) 計画の体系	10
第4章 具体的な取組内容	11
(1) 多様な学びの場や機会の充実	12
①知的障害特別支援学級	
②自閉症・情緒障害特別支援学級	
③通級指導学級（弱視、難聴、言語障がい）	
④特別支援教室（サポートルーム）	
⑤館山さざなみ学校	
(2) 学校における支援体制の充実	15
①通常の学級における人的支援 （学校特別支援員・学校特別補助員）	
②特別支援学級における人的支援 （特別支援学級介添員）	
(3) 特別支援教育の指導の充実	17
①教員の資質・専門性の向上	
②I C T機器の活用	
③キャリア教育の充実	

④特別支援学級介添員、学校特別支援員の資質向上	
⑤都立特別支援学校との連携	
(4) 切れ目のない一貫した支援	21
①就学相談のさらなる充実	
②関係機関との連携等による切れ目のない支援	
③医療的ケア児及びその家族に対する支援	
(5) 共生社会に向けた教育の推進	24
①障がい者理解教育の推進	
②交流及び共同学習の充実	
③副籍制度による交流	
用語解説	26
本文中において右上に「＊」を付した用語については、巻末の「用語解説」で解説をしています。	
参考資料	32

第1章

計画の策定にあたって

(1) 特別支援教育*をめぐる動き

○平成 19 年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育*」を開始しました。

○平成 23 年に、障害者基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」などが規定されました。

○平成 24 年 7 月に、中央教育審議会の特別支援教育*の在り方に関する特別委員会が「共生社会*の形成に向けたインクルーシブ教育システム*構築のための特別支援教育*の推進」で「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきである。」「小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級*、特別支援学校*といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育*に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告しました。

○平成 25 年 6 月に、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。(平成 28 年 4 月施行)

○平成 26 年 1 月に、国は「障害者の権利に関する条約」に批准しました。条約第 24 条には「インクルーシブ教育」の規定が明記されました。

○令和 3 年 1 月に、中央教育審議会が「令和の日本型学校教育の構築を目指して」を報告しました。すべての教育段階において、「障害者の権利のための条約」に基づくインクルーシブ教育システム*の理念を構築することを旨として行われ、すべての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することなどが明記されました。

○令和 3 年 6 月に、医療的ケア*児や、その家族を支援するため、国や地方公共団体に必要な支援を求める「医療的ケア*児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。

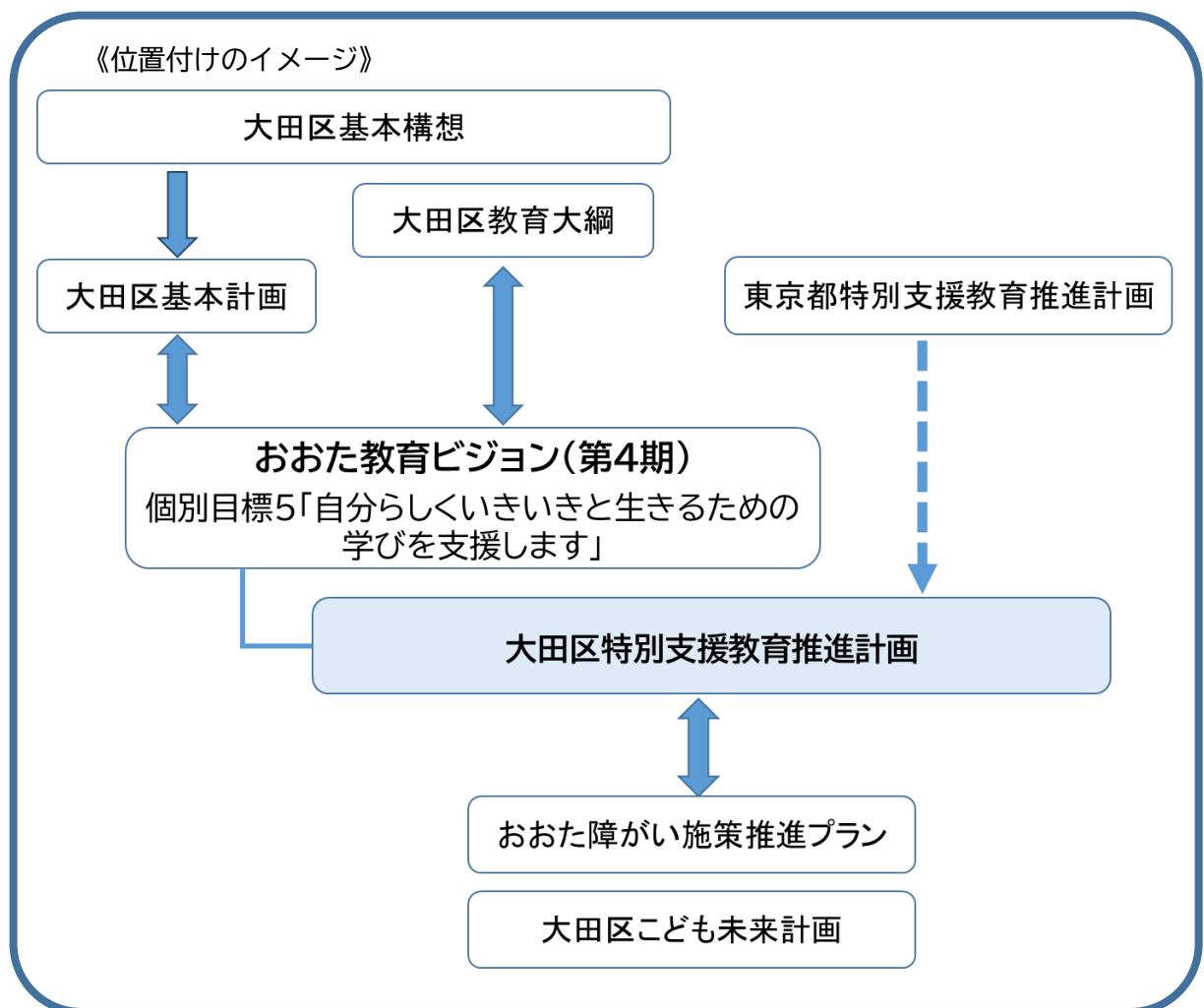
○令和 4 年 12 月に、文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童・生徒の割合が 8.8%と報告されました。

(2) 計画策定の目的

共生社会の実現に向けてすべてのこどもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム*の構築に向けて、特別支援教育*を総合的かつ計画的により一層推進することを目的として、大田区特別支援教育推進計画を策定します。

(3) 計画の位置づけ

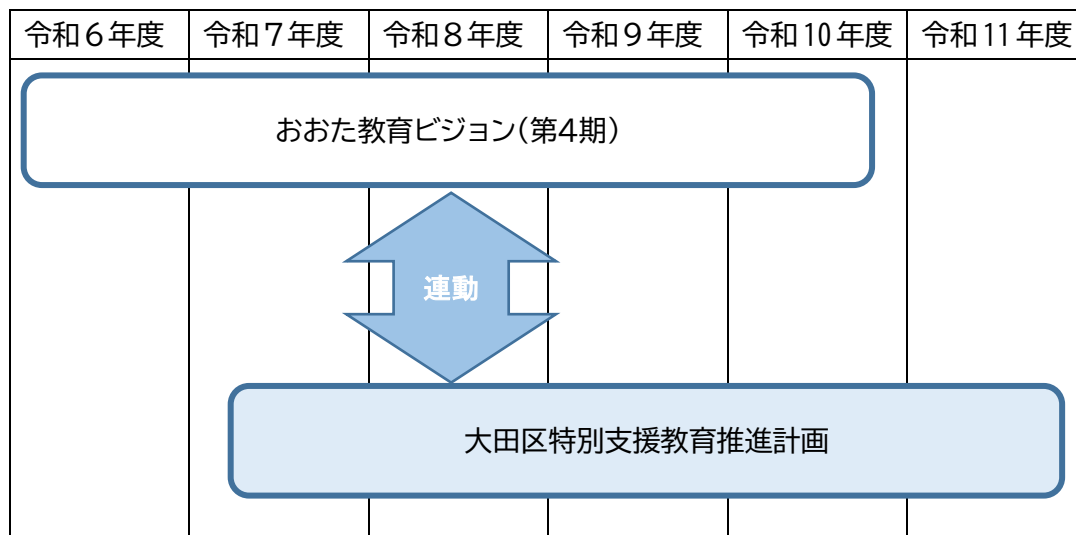
本計画は、『おおた教育ビジョン』（第4期）に基づく個別計画として位置づけ、「個別目標5 自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」の「施策（1）特別支援教育*の充実」を具体化するものです。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間内に、特別支援教育*に関する国の制度改正や著しく状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。



(5) SDGsの取組との関係

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」、「10 人や国の不平等をなくそう」と関連します。

大田区は、令和5年度に、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市*」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。



第2章

大田区における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級*等の設置状況(令和6年5月1日時点)

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した指導や支援を行うために、特別支援学級*や特別支援教室(サポートルーム)*を設置しています。

《小学校》	障がい種	学校数	学級数	児童数
特別支援学級*	知的障がい	16	48	329
	自閉症・情緒障がい	1※1	1	5
通級指導学級*	弱視	1	1	5
	難聴	2	2	17
	言語障がい	4	9	120
特別支援教室(サポートルーム)*	※2	59	-	976

《中学校》	障がい種	学校数	学級数	生徒数
特別支援学級*※3	知的障がい	10	29	188
通級指導学級*	難聴	1	1	9
特別支援教室(サポートルーム)*	※2	28	-	207

※1 令和7年4月に嶺町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設します。

※2 特別支援教室(サポートルーム)*の対象となるのは、自閉症・情緒障がい・学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)のある児童・生徒です。

※3 令和7年4月に蒲田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設します。

《区立特別支援学校*》

館山さざなみ学校 … ぜん息・肥満・病虚弱・偏食の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置しています。

学年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	2	5
児童数	2	5	3	9	19

(2) 東京都立特別支援学校*

大田区には、3校の都立特別支援学校*があり、地域のこどもたちが在籍するとともに、副籍制度による交流*等を通じて、大田区立の小中学校に在籍するこどもたちとの交流があります。

- 矢口特別支援学校(知的障がい・小中)
- 城南特別支援学校(肢体不自由・小中高)
- 田園調布特別支援学校(知的障がい・高)

第3章

大田区における 「特別支援教育のあり方」に対する 基本的な考え方

(1) 大田区における特別支援教育推進の考え方

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム*の理念が重要となっています。インクルーシブ教育システムの構築に向けて、大田区では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進していきます。

おおた教育ビジョンが掲げる理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」の実現のために定めた基本方針「誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します」のもと、障がいのある児童・生徒が、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行っていくための体制づくりが求められています。

障がいのあるこどもたちが、乳児期、幼児期、学齢期、青年期・成人期、高齢期といったそれぞれのライフステージで様々な支援を受ける中、「学齢期」における支援の一つとして、特別支援教育*の充実に努めます。

学齢期のこどもたちが自分らしい生き方を見つけ、将来の夢や希望を実現するために、本計画の目標を「自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します」にするとともに、すべての学びの場における指導と教育環境の充実にめざして、以下の5点を施策の柱とします。

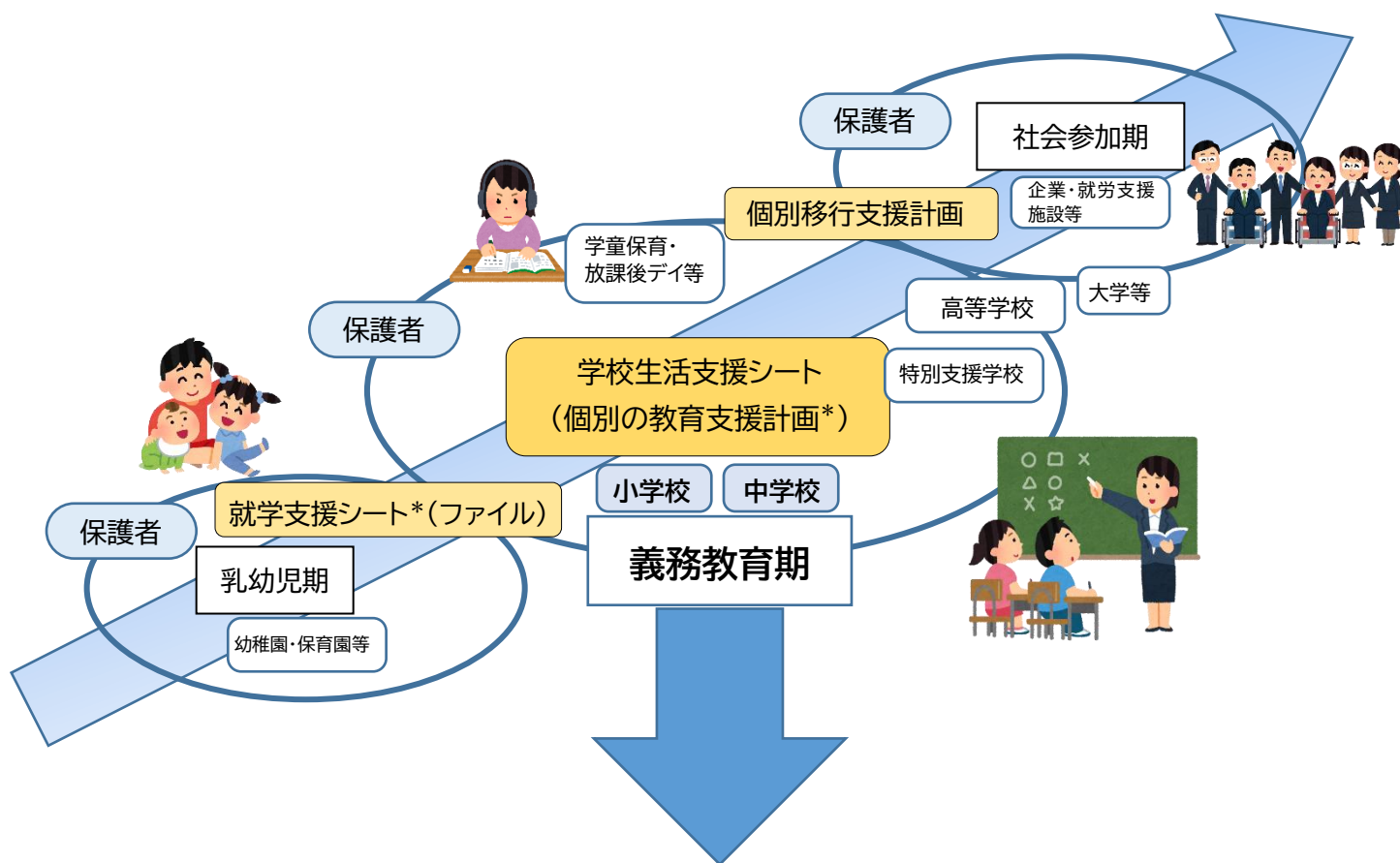
目標

自分らしく
いきいきと
生きるための
学びを支援します

5つの施策の柱

- 多様な学びの場や機会の充実
- 学校における支援体制の充実
- 特別支援教育*の指導の充実
- 切れ目のない一貫した支援
- 共生社会*に向けた教育の推進

《インクルーシブ教育システム*の構築に向けた大田区の特別支援教育*》



多様な学びの場や機会の充実

特別支援学級* (固定学級)

- ・知的障害特別支援学級
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級

通常の学級

- ・学級担任や学校特別支援員*等による特別な支援・配慮
- ・通級指導学級*
(弱視・難聴・言語障がい)
- ・特別支援教室
(サポートルーム)*

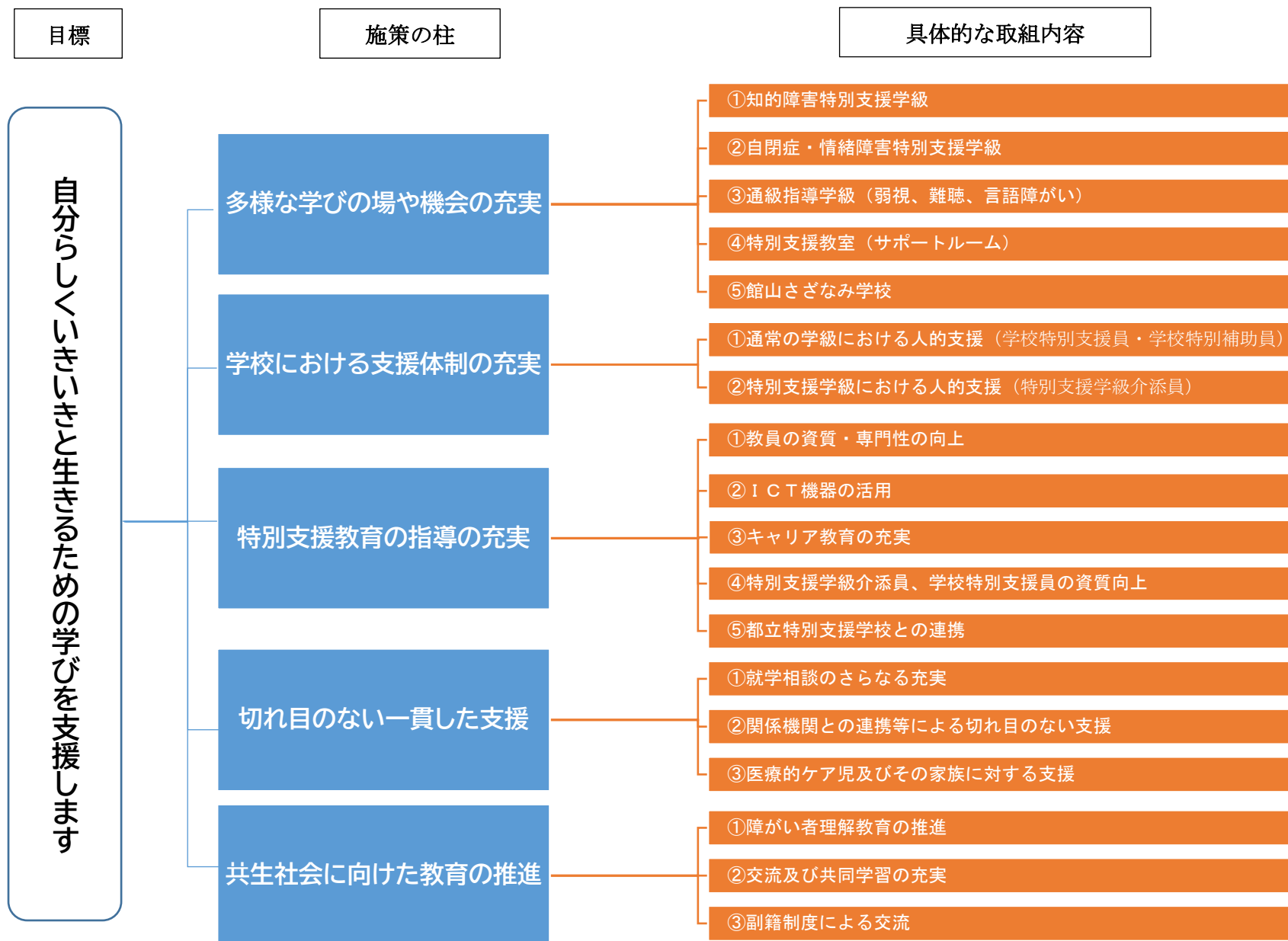
特別支援学校*

- ・東京都立特別支援学校
都立矢口特別支援学校
都立城南特別支援学校
- ・大田区立特別支援学校
館山さざなみ学校

副籍制度による交流

交流及び共同学習

大田区特別支援教育推進計画体系図



（２）計画の体系

第4章

具体的な取組内容

(1) 多様な学びの場や機会の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うため、特別支援学級*や特別支援教室(サポートルーム)*などを設置しています。

また、大田区内には東京都立特別支援学校*が3校設置されています。

現 状	① 知的障害特別支援学級【学務課】 認知や言語などに関わる知的機能の発達に軽度の遅れが認められる児童・生徒を対象に、小集団で指導を行う知的障害特別支援学級を設置しています。 ● 児童・生徒の通学負担等を考慮しながら設置を進め、令和6年4月現在、小学校16校/59校、中学校10校/28校に設置しています。 ● 小集団により、児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導を行うことを目的としているため、1校あたり3学級を適正規模として学級編制を行います。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級【学務課】 知的発達に遅れがなく、自閉症又は情緒障がいがあり、特別支援教室(サポートルーム)*の巡回指導では、障がいによる生活上又は学習上の困難さの克服や改善が難しい児童・生徒を対象に、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導内容や指導方法を工夫し、適切な指導を行う自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しています。 ● 令和6年4月に大森東小学校に大田区で初めて開設しました。令和7年4月に嶺町小学校・蒲田中学校に開設予定です。
	③ 通級指導学級*(弱視、難聴、言語障がい)【学務課】 弱視・難聴・言語障がいにより生活上または学習上の困難さを抱えていて、一部特別な指導が必要となる児童・生徒のために、通級指導学級*を設置しています。 ● 言語障害通級指導学級は、小学校4校に設置しています。 ● 難聴学級は、小学校2校・中学校1校に設置しています。 ● 弱視学級は、小学校1校に設置しています。弱視学級の設置は東京都内でも限られているため、近隣区から通う児童にも指導を行っています。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)*【学務課】 知的発達に遅れがなく、発達障がい*がある児童・生徒で、一部特別な指導が必要な児童・生徒に対して、自立活動*の指導を行う特別支援教室(サポートルーム)*を小学校は平成28年度から、中学校は令和3年度から全校に設置しています。 ● 令和3年3月に改訂された東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」を踏まえて、大田区でも令和4年3月に「特別支援教室(サポートルーム)*ガイドライン」を策定し、指導の成果の振り返りを行う節目の期間を「原則の指導期間」として示し、手続き等について各学校に周知しました。 ● 小学校から中学校への進学の際、切れ目なく支援が行えるよう継続して指導を行える体制の整備をしています。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導を必要とする児童・生徒の、申込みから指導開始までの期間を短縮するため、相談手続きの簡略化を図っています。

	⑤ 館山さざなみ学校【学務課】 小学校3年生から6年生の児童を対象として、区内の学校と同じ学習をしながら、各自の健康状態に応じた健康、栄養指導により、体力の増進を図っています。ぜんそく、肥満、偏食、病虚弱などのこどものために設置した全寮制の学校です。 ● 施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール等が同一敷地内に設けられ、学校の教職員のほか寄宿舎指導員、看護師等を配置し、児童の学校生活を見守っています。
課題	① 知的障害特別支援学級 ● 知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の数は増加を続けており、一部地域で4学級編制を維持せざるを得ない状況があり、適正化を図る必要があります。 ● 通学負担の大きい地域があるため、設置校の地域偏在を解消していく必要があります。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導だけでは、十分な効果を期待することが困難な児童・生徒のニーズに応じて、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設が求められています。
	③ 通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい) ● 言語・弱視の通級指導学級*は、小学校のみの設置となっているため、中学校に進学したあとは、通級指導学級*との連携によって支援を継続しています。 ● 在籍校での授業を抜けての通級となるため、学習の遅れへの不安や小学校では保護者による送迎の負担などが課題となっています。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)* ● 在籍学級で学習上又は生活上の困難さを抱えている児童・生徒に対して、特別支援教室(サポートルーム)*での指導をより速やかに開始できるような仕組みづくりが必要です。 ● 小学校は拠点校18校、中学校は拠点校4校による巡回体制となっており、小学校に比べて中学校の巡回校が多いことから、各学校における指導時間が限定されてしまう課題が生じています。 ● 小学校1年生入学当初からの特別支援教室(サポートルーム)*利用を求める声が挙がっています。
	⑤ 館山さざなみ学校 ● 施設の老朽化に伴う修繕や、看護師等の安定した人材確保など、学校環境の整備が求められています。 ● 中学生を対象とした学校がないため、健康課題を抱える生徒の支援の拡充が必要です。

今後の方向性	① 知的障害特別支援学級 ● 大田区全体の児童・生徒数の推移を注視しながら、知的障害特別支援学級の新たな設置を検討します。 ● 今後の学校の改築計画に合わせ、設置校の地域偏在による空白地域の解消をめざします。
	② 自閉症・情緒障害特別支援学級 ● 令和8年度までに区内で小学校3校(大森東小・嶺町小・道塚小)と中学校1校(蒲田中)に開設します。 ● 就学相談*の状況や指導の効果を検証し、小学校3校・中学校1校の設置後の設置計画について検討します。
	③ 通級指導学級*(弱視・難聴・言語障がい) ● 引き続き、対象となる障がいがある児童・生徒の支援を行っていきます。 ● それぞれの障がい特性に応じた、多様な教材の活用を推進していきます。 ● 東京都の学級編制基準の改正に伴い、中学校への設置が可能になった言語障害通級指導学級*の研究を行います。
	④ 特別支援教室(サポートルーム)* ● 令和7年度の中学校の拠点校増設に続き、さらなる拠点校増設やグループ編制の見直しについて検討を行っていきます。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導を必要とする児童・生徒に早期の指導を実現するため、入室時期を含めた手続きの検討を行っていきます。 ● 特別支援教室(サポートルーム)*での指導のさらなる充実をめざします。
	⑤ 館山さざなみ学校 ● 「館山さざなみ学校のあり方検討委員会報告書」(平成25年3月)を基に、今後の方向性を検討します。 ● 東邦大学と連携した食育*研究の推進により、区内に住む児童・生徒の健康の回復や体力増進に取り組めます。

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
知的障害 特別支援学級	継続	 (地域偏在解消のための検討)			
自閉症・情緒障害 特別支援学級	 嶺町小学校・ 蒲田中学校に 新設	 道塚小学校 に新設	 (就学相談*の実施状況等を踏まえ検討)		
特別支援教室（サ ポートルーム）＊	 南六郷中学校 に拠点増設	 (小学校入学当初からの入室・中学校拠点グループの 再編成を検討)			

(2) 学校における支援体制の充実

特別支援学級*に在籍する児童・生徒や、通常の学級において特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員を支援するため、また児童・生徒の安全上の見守りのための人員を各小中学校に配置しています。

現 状	① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*) 【指導課】 通常の学級に在籍する発達障がい*など特別な配慮が必要な児童・生徒への指導にあたる学級担任・教科担任を支援するために配置しています。 ● 学校特別支援員*については、児童・生徒に継続的な支援を行うため、令和5年度から段階的に増配置を行い、令和6年度からは小学校全校に配置をしています。 ● 学校特別補助員*については、小学校は週 6 時間、中学校は週 12 時間の基本時数に基づいた配置に加え、学校からの要望や児童・生徒の状況を踏まえ、必要な時数を追加配置しています。
	② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級*介添員)【指導課】 特別支援学級*に在籍し、心身に障がいのある児童・生徒の教育を保障するとともに、一人ひとりの障がいの特徴と発達に応じた対応を行うことを目的に配置しています。 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒の学習の補助や安全上の見守りを行うため、学級数に応じた人員を配置しています。 ● 児童・生徒の状況に応じて、よりきめ細かな支援を行うため追加配置を行い、人的支援の充実を図っています。
課 題	① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*) ● それぞれの職で人材の確保が困難な状況が続いています。 ● 児童・生徒と直接関わる職種であるため、障がいに対する十分な理解啓発が求められます。 ● 一律の配置基準となっているため、学校規模に応じた対応の検討が必要です。 ② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級*介添員) ● 人材の確保が困難な状況が続いています。 ● 児童・生徒と直接関わる職種であるため、障がいに対する十分な理解啓発が求められます。 ● 特別支援学級*の担任教員と連携しながら、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた支援が必要です。

今後の方向性	① 通常の学級における人的支援(学校特別支援員・学校特別補助員*) ● 職務内容をよりわかりやすく記載した募集や、PTA・地域の方の協力等により、障がい理解のある幅広い人材で万全の体制整備をめざします。 ● 研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努めます。(参照 P18) ● 着実な人材確保に取り組み、学校特別支援員*の配置を継続的に実施していくとともに、特別な配慮を必要とする児童・生徒の人数や状況に応じた、学校特別補助員*の配置時数により、支援体制を充実させます。
	② 特別支援学級*における人的支援(特別支援学級介添員) ● 職務内容をよりわかりやすく記載した募集や、PTA・地域の方の活用等により、障がい理解のある幅広い人材で万全の体制整備をめざしていきます。 ● 研修等を通じて支援にあたるために必要な知識や心構えの啓発に努めます。(参照 P18) ● 着実な人材確保に取り組み、特別支援学級介添員の配置による支援体制を継続していきます。

(3) 特別支援教育*の指導の充実

特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、研修や連絡協議会等の情報共有の機会を通じて、教職員の専門性の向上に取り組んでいます。

現 状	① 教員の資質・専門性の向上【指導課】 教員一人ひとりが特別支援教育*の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の確立を図っています。 ● 特別支援教育*研修会(年3回) 通常の学級の担任、知的障害特別支援学級の担任、特別支援教室(サポートルーム)*の巡回指導教員を対象として、それぞれの立場での指導の充実をめざした研修を実施しています。 ● 特別支援教育コーディネーター*連絡協議会(エリアネットワーク*研修会) 各校の特別支援教育コーディネーター*を対象として大学教授等の講演、教員による実践報告、地区別協議等を通して、特別支援教育*についての理解を深め、各学校の特別支援教育*の内容の充実を図っています。 年1回のエリアネットワーク*研修会では、特別支援教育コーディネーター*に限らず、幼児教育センターや教育センター、区内関係機関からの参加も受け入れ、区全体の特別支援教育*の理解促進に努めています。 ● 特別支援教室巡回指導教員*連絡協議会 特別支援教室(サポートルーム)*での指導内容等を共有するとともに、発達障害支援アドバイザーからの助言を受け、各学校での指導の充実を図っています。 ● 校務支援システムを活用し、特別支援教室(サポートルーム)*の教材や支援方法を共有することで、指導の充実を図っています。
	② ICT*機器の活用【指導課】 1人1台のタブレット端末の配備により、教科学習や自立活動*等の指導場面で視覚支援や情報保障を行います。客観的なアセスメント*と連動した指導法(トレーニング)により、学習につまずきのある児童を早期に支援しています。また、発達障がい*等により、通常の検定教科書等において文字や図形を認識することが困難な児童・生徒に、マルチメディアデージー教科書*等の音声教材を提供して支援しています。 ● 令和3年5月までに、区立全小中学校へ1人1台のタブレット端末を配備しました。 ● 令和4年9月にウェブサイト「おおた ICT 教育センター*」を立ち上げ、ICT*を活用した授業事例、ICT*教育に係る関連リンク、大田区の ICT*関連のマニュアルサイトについて、教員向けに情報提供を行っています。

現 状	③ キャリア教育*の充実【指導課】 一人ひとりの障がいや特性に応じた体験先を選定することで、充実した職場体験を実施するとともに、就労を見据えたキャリア教育を実現します。 ● 中学校生徒職場体験 中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくんでいます。また、中学校生徒職場体験連絡協議会を実施し、職場体験の意義や進め方について、教員の理解を深めています。 ● 外部人材を活用したキャリア教育* 多様な職歴をもつ地域ボランティア等の外部人材が、仕事の魅力や働くことの意義について講義することにより、児童・生徒が自身の生き方や職業の選択について自主的に考える態度や基礎的・汎用的能力をはぐくんでいます。
	④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員の資質向上【学務課・指導課】 特別な配慮を必要とする児童・生徒を指導する教員の支援を行い、こどもたちと直接かわりのある職員に対して、毎年研修を実施しています。障がい理解に関する知識の習得や支援の心構えなどの啓発を行っています。 ● 特別支援学級*介添員研修(年2回) 特別支援学級*設置校の校長や教員を講師として、講義やグループワークを通して、具体的な支援の方法を学ぶとともに、経験を共有することで、より良い支援へとつなげていくための研修を実施しています。 ● 学校特別支援員*研修(年1回) 都立特別支援学校*の教員等を講師として、講義やグループワークを通して、発達障がい*の特性や具体的な支援の方法を学ぶとともに、経験を共有することで、より良い支援へとつなげていくための研修を実施しています。
	⑤ 都立特別支援学校*との連携【指導課】 都立特別支援学校*のセンター的機能*を活用し、巡回相談、専門性向上事業、副籍制度*による交流の実施を円滑に行っています。また、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*が研修会等の講師として講話し、教員の理解啓発を推進しています。 ● 巡回相談を活用し、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から、学校の実情に応じた支援や助言を受けています。 ● 専門性向上事業に関して、対象の区立学校の研究に年間を通じてかわりを持つ都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から、支援や助言を受けています。 ● 年度初めの特別支援教育コーディネーター*連絡協議会において、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*から副籍制度*による交流の実施方法に関する説明を受けています。

課題	① 教員の資質・専門性の向上 ● 特別支援教育*研修会について、それぞれ参加教員数が限られているため、より多くの教員が特別支援教育*の専門性の向上を図る研修の機会を設定する必要があります。
	② ICT*機器の活用 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒や、特別支援教室(サポートルーム)*を利用する児童・生徒については、一人ひとりの実態に合わせた支援や指導が必要となるため、担当する教員には、特別支援教育*についての高い専門性が求められます。一方で、初任者や通常の学級からの異動者がその役割を担うことになることも少なくありません。
	③ キャリア教育*の充実 ● 特別な支援を必要とする児童・生徒の進学先や就労先に関して、すべての教職員が理解を深めるとともに、一人ひとりに適した進路指導を行う必要があります。 ● 進路指導を教育活動に教科等横断的且つ日常的に取り入れることで、将来のために前向きに学習に取り組む姿勢を醸成する必要があります。
	④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*の資質向上 ● 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*ともに年度途中での採用があるため、時期によってはその年度内に研修を受けられないことがあります。 ● 特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向であるため、研修内容のさらなる充実を図る必要があります。 ● 児童・生徒に対して適切な支援を行うため、学級担任を含む学校全体との情報共有や十分な連携が必要です。
	⑤ 都立特別支援学校*との連携 ● 基本的に、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*が区立学校を訪れて支援や助言を行っていますが、専門性向上事業の対象となる学校からは、都立特別支援学校*における特別支援教育*の実践を実地で学びたいという要望を受けています。

今後の方向性	① 教員の資質・専門性の向上 ● これまで実施してきた研修会及び連絡協議会を、今後も確実に実施するとともに、ICT*を活用した研修動画のオンデマンド配信等を行い、研修の機会を拡大することでより多くの教員の資質・能力を向上させます。 ● 指導方法や教材のデータを蓄積することで、多様な教育的ニーズに対応できるよう支援を充実させます。
	② ICT*機器の活用 ● ICT*を活用した教育ソフトを導入し、教員に対して、特別支援教育*に関わる知識の獲得、学校生活支援シートや個別の指導計画*の作成、日々の支援や指導に使用する教材の作成等を包括的にサポートすることで、特別支援教育*の質の確保や向上を図ります。
	③ キャリア教育*の充実 ● 研修会及び連絡協議会を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒の進学先や就労先に関する理解を深め、充実した進路指導の実現を図るとともに、都立特別支援学校*高等部と連携し、一貫した就労支援を図ります。 ● おおたの未来づくりを軸にしたカリキュラム・マネジメントによって、生活单元等を活用して、外部と連携した体験的な学習を充実させます。
	④ 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*の資質向上 ● 今後も研修を確実に実施するとともに、研修内容が双方向でより定着率の高いものとなるようさらなる充実をめざします。 ● 研修資料を提供し、年度途中での採用者にも、理解啓発を図ります。 ● 特別支援学級*介添員、学校特別支援員*が適切な支援を行えるように、学校全体で情報共有や連携をしながら、児童・生徒を見守る体制づくりをさらに進めます。
	⑤ 都立特別支援学校*との連携 ● 専門性向上事業の対象となる学校以外にも、希望する区立学校の教職員が都立特別支援学校*を訪問し、都立特別支援学校*における特別支援教育*の実践を実地で学ぶ機会を確保します。 ● 都立特別支援学校*と区立学校との短期人事交流を行い、区立学校教員が都立特別支援学校*における実務で経験した内容を、区立学校に還元します。

(4) 切れ目のない一貫した支援

障がいのある児童・生徒や、医療的ケア*など、配慮を必要とする児童・生徒の状況は多様化しています。一人ひとりに寄り添った支援のため、相談体制の充実に取り組んでいます。

現 状	① 就学相談*のさらなる充実【教育センター】 こどもや保護者に寄り添い、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学相談体制や就学支援委員会の仕組みの充実に取り組んでいます。 ● 毎年4月に翌年度以降入学児童に対し、就学までの手続き等についての説明会を開催しており、年々参加者が増えています。 ● 就学支援ファイル*の作成により、切れ目のない支援の充実を図っています。 ● 大田区ホームページや区報での周知、幼稚園・保育園等へのポスター配布を通して、就学相談*事業の周知を行っています。 ● 心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への、就学・転学に向けた相談を実施しています。 ● こどもにとってより良い教育環境を考えるため、心理職等を含む専門家を交えた就学支援委員会を開催しています。
	② 関係機関との連携等による切れ目のない支援 就学前の幼児教育、保育等を担う、幼稚園、保育園等との連携をより一層深め、切れ目のない支援をめざして、早期からの教育相談体制を構築しています。 また、子育て、保健、福祉等の関係機関との連携により特別支援教育*を推進しています。 ● 教育相談【教育センター】 児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行っています。 ● 就学支援シート*の活用や保幼小地域連携協議会*の開催などを通じて、就学に向けた必要な情報共有を行っています。【幼児教育センター】 ● ペアレントトレーニング【教育センター】 発達障がい*のある児童の保護者を対象として、保護者がこどもを正しく理解し、こどもとの好ましいかかわり方を身に付け、こどもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるよう、グループ討議を通して学ぶ学習会を開催しています。 ● 学齢期の発達障がい*支援事業【障がい者総合サポートセンター】 大田区立小中学校の特別支援教室(サポートルーム)*を利用し、集団行動面に困難性を抱えている児童・生徒を対象として、医師の診察や発達評価に基づく専門的な療育を提供しています。 ● スクールカウンセラー*【教育センター】 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに保護者・教職員などに対して

課題	指導・助言を行います。 ● スクールソーシャルワーカー*【教育センター】 経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対し、スクールソーシャルワーカー*が社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援しています。 ● 個別の指導計画*及び個別の教育支援計画*など、就学前機関から提供される情報を参考にして、新入学児童の支援を充実させています。【指導課】 ● 各種協議会による関係機関等との連携を強化しています。【学務課・指導課・教育センター】 (大田区自立支援協議会、障がい者差別解消支援地域協議会、大田区医療的ケア*児・者支援関係機関会議など)
	③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援【学務課】 医療的ケア*が必要な児童・生徒が安心して学校で学ぶことができ、また、保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校における医療的ケア*の実施体制の充実を図っています。 ● 小学校で医療的ケア*が必要な児童に対して、看護師の配置を行っています。 ● 学校における医療的ケア*の実施に際しては、教育委員会内の安全委員会で検討を行っています。 ● 学童保育利用時だけでなく、放課後こども教室の利用時も医療的ケア*を実施できるように看護師の配置を行っています。
	① 就学相談*のさらなる充実 ● 多様な学びの場が整備されるなか、教職員や心理職等による専門的な相談体制をより一層充実させることが必要です。 ● その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学のために、行動観察を複数の関係者で行うなど就学支援委員会の仕組みを検討していく必要があります。 ● 小学校入学当初からの特別支援教室(サポートルーム)*の利用について、大田区としての考え方や仕組みの整理が必要です。 ● 通級指導学級*については、相談の申込みから就学支援委員会を経て利用開始までに長い時間を要してしまう場合があります。 ● 就学支援委員会に参加する委員の日程調整が困難な状況にあり、開催方法の検討が必要です。 ② 関係機関との連携等による切れ目のない支援 ● 各種相談の中で、的確に就学相談*につながるよう連携に努めていく必要があります。 ● 各課で実施している各種事業についてのさらなる情報共有が必要です。 ③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援 ● 医療的ケア*が必要な児童・生徒が増加傾向にあり、宿泊行事における対応など医療的ケア*の実施体制のさらなる充実が求められています。

	● 多様化する医療的ケア*に対する相談体制の整備など、学校をとりまく支援体制の整備が必要です。
今後の方向性	① 就学相談*のさらなる充実 ● 就学相談*説明会の開催場所や時間の設定について、わかばの家や保育園等と連携し、より参加しやすい形を検討します。 ● 就学支援ファイル*の作成により、切れ目のない支援を充実させます。 ● 区民にとって、わかりやすい資料を作成し、就学相談*事業を周知します。 ● 多様化する就学相談*を担う職員の人員確保や専門性の向上など就学相談*の充実に努めます。 ● 学校見学や体験入学、行動観察など就学までの仕組みづくりの再考を学校等とともに検討します。 ● 就学支援委員会のオンライン開催など、開催形式等を検討します。
	② 関係機関との連携等による切れ目のない支援 ● 障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に有効となる各種事業の情報を関係機関で共有するとともに、保護者等に適切に情報を提供することで、特別支援教育*を一層充実させます。 ● スクールソーシャルワーカー*を学校に配置することで、児童・生徒等が相談しやすい環境を充実させるとともに、学校との連携を深め、課題の早期発見・早期支援につなげます。
	③ 医療的ケア*児及びその家族に対する支援 ● 東京都医療的ケア*児支援センターや、区内各機関と連携した、支援を一層充実させます。 ● 大田区立学校におけるガイドラインを策定し、保護者・学校・看護師・主治医・教育委員会のそれぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携体制を示すことで、医療的ケア*児にとってよりよい支援体制の整備をめざします。 ● 宿泊行事等における、看護師による医療的ケア*の実施について、都のガイドラインや他自治体での取組状況を参考にしながら具体的な検討を行います。

(5) 共生社会*に向けた教育の推進

誰もがお互いを尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成に向けて、障がい者理解の推進や障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学び合う環境の整備を行います。

現 状	① 障がい者理解教育の推進【指導課】 各学校において、特別支援教育コーディネーター*や特別支援学級*担任、巡回指導教員等が児童・生徒に対して、障がい者理解のための授業を実施しています。また、各学校からの要請に応じ、都立特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*や民間団体等による出前授業を実施しています。 ● 交流及び共同学習や副籍制度による交流を通じて様々な人と触れ合う経験をし、お互いに助け合うための力をはぐくみます。 ● 障がい者理解に資する研修等を、特別支援教育コーディネーター*や特別支援学級*担任、特別支援教室巡回指導教員*等に対して実施しています。 ● 各学校の要望に応じて、特別支援教室巡回指導教員*が通常の学級の児童・生徒に対して、特別支援教室(サポートルーム)*に関する理解教育の授業を行っています。 ● 都立特別支援学校*のセンター的機能*を活用した巡回相談を、各学校から提出された希望申請書に基づいて実施しています。
	② 交流及び共同学習の充実【指導課】 各学校において、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との相互のふれあいを通じて、豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流学习」と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」を、計画的に実施しています。 ● 各学校における事前・事後学習を含めた行事等を通じて、特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を実施しています。 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒のみで行う運動会や球技大会などの連合行事を通して、設置校間での交流及び共同学習を実施しています。
	③ 副籍制度*による交流【指導課】 特別支援学校*(館山さざなみ学校を含む)に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小中学校に副次的な籍をもち、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るために、各学校の児童・生徒と、直接・間接的な交流を計画的に実施しています。 ● 間接的な交流では、お便りの交換や、展覧会への出展などを実施しています。 ● 直接的な交流では、各教科等の授業への参加や、学校行事への参加を実施しています。

課題	① 障がい者理解教育の推進 ● 特別支援教室(サポートルーム)*を利用する児童・生徒によっては、利用していることを隠したい気持ちをもつことがあり、周囲への理解教育の授業を行うことが難しい場合があります。
	② 交流及び共同学習の充実 ● 連合行事に参加することで、各校での通常の学級との交流及び共同学習の時間を十分に確保することが困難となっています。
	③ 副籍制度*による交流 ● 副籍制度*による交流は、都立特別支援学校*が作成する実施計画書兼実施報告書を基に実施しますが、特に間接的な交流において、区立学校が「お便りの交換」を失念して、実施計画書兼実施報告書のとおりには実施できないことがあります。 ● 特別支援学級*との直接交流を希望する場合に、地域とのつながりを維持することや障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒をつなぎ支えあって生きる社会の形成を図るという副籍制度本来の趣旨からあてはまらなくなってしまうことがあります。
今後の方向性	① 障がい者理解教育の推進 ● 引き続き交流及び共同学習や副籍制度*による交流を推進し、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流の機会を確保します。 ● これまで実施してきた研修会及び連絡協議会を、今後も確実に実施するとともに、ICT*を活用した研修動画のオンデマンド配信等を行い、研修の機会を拡大することで教員の資質・能力を向上させます。
	② 交流及び共同学習の充実 ● 設置校長会と連携しながら、連合行事等を見直し、特別支援学級*と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を充実させていく方法や実施内容を検討します。 ● 特別支援学級*に在籍する児童・生徒の社会参加をめざして、通常の学級の担任と密接に連携しながら交流及び共同学習を推進します。
	③ 副籍制度*による交流 ● 実施計画書兼実施報告書に記載された内容の進捗管理については、特別支援教育コーディネーター*連絡協議会等で教育委員会が定期的に確認を行い、各学校で確実に実施します。 ● 通常の学級と交流する意義等について、区立学校に広く理解啓発を図ることで、充実した副籍制度*による交流を実施します。

用語解説

用語		解説
I	ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術 (Technology)の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
S	SDGs 未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
あ行	アセスメント	児童・生徒についての情報を様々な角度から収集し、それらを整理・分析して、児童・生徒の実態や全体像を理解していくプロセス(様々な情報を基に総合的・多面的に判断し、見立てること)。
	医療的ケア	たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。
	エリアネットワーク	「特別支援教育*」体制を進めるため、都内を複数のエリアに分け、特別支援学校*や小中学校等と地域の関係機関等によって形成する連携体制のこと。大田区では、東京都立矢口特別支援学校を区エリアの中核的機関となるセンター校として、東京都立城南特別支援学校、東京都立田園調布特別支援学校、東京都立品川特別支援学校、東京都立港特別支援学校、区教育委員会、区立小中学校が日常的なパートナーシップを形成し、エリアネットワーク会議を開催している。

用語		解説
あ行	おおた ICT 教育センター	授業改善を通して、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成することを目的として設置した大田区立学校の教員を対象としたウェブサイト。 教員用タブレット端末から、区内各校の ICT*を活用した効果的な授業事例や国・東京都等の関連資料を閲覧することができる。
か行	学校特別支援員 学校特別補助員	特別な配慮を必要とする児童・生徒の指導にあたる教員を支援する職員のこと。任用形態により職名が異なる。
	キャリア教育	将来こどもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、こどもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。
	個別の指導計画	学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒一人ひとりの障がいの程度に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成するもの。
	個別の教育支援計画	本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。東京都では、「学校生活支援シート」と呼んでいる。
さ行	就学相談	障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向けて、教育委員会と保護者が行う相談のこと。
	就学支援ファイル	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援や円滑な接続を図るため、就学相談の過程で作成するファイル。

用語		解説
さ行	就学支援シート	保護者と幼稚園や保育園などの就学前機関が協力して作成し、小学校に提出するシート。こどもたちの安心して滑らかな就学のため、園での様子や行った指導、家庭での様子や保護者の意向、要望、期待を記入して、小学校へ引き継ぐ。
	食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
	自立活動	個々の児童・生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的として、特別支援学校*、特別支援学級*及び通級による指導の教育課程において特別に設けられた指導領域。
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う臨床心理に関する専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
た行	通級指導学級	通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行うために設置する学級。
	特別支援学級	学校教育法第81条の規定に基づき、特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置する学級。

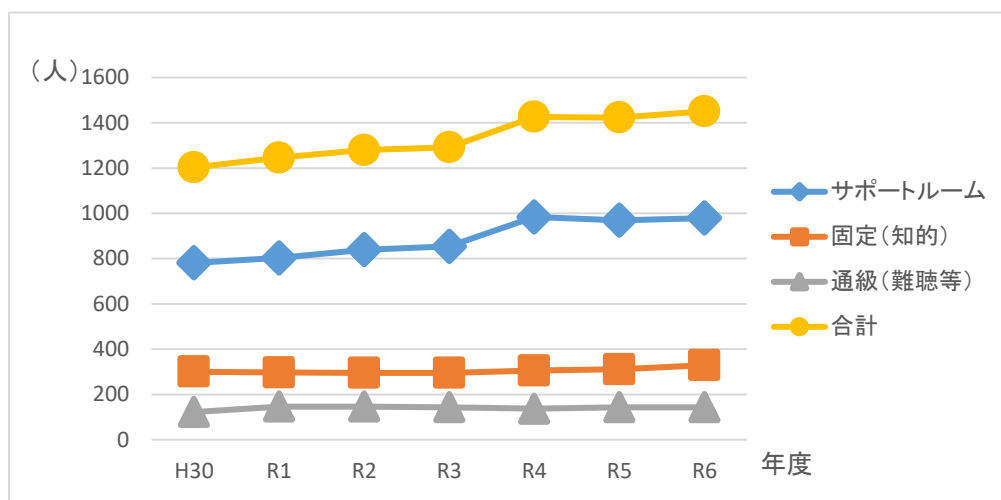
用語		解説
た行	特別支援学校	学校教育法第72条の規定に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置する学校。地域の小中学校等における特別支援教育*の推進・充実に向けてのセンター的機能を有する。
	特別支援学校のセンター的機能	都立特別支援学校*が、地域の幼稚園や小中学校、高校等における特別支援教育*の推進・充実に向けて、各校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。
	特別支援教育	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育*にかかわって、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う職のこと。
	特別支援教室(サポートルーム)	発達障がい*のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障がい*教育を担当する特別支援教室巡回指導教員*が各校を巡回して指導を行うために設置するもの。
	特別支援教室巡回指導教員	特別支援教室(サポートルーム)*の指導担当者。各校を巡回し、特別支援教室(サポートルーム)*で特別な指導を行うとともに、在籍学級における児童・生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画、特別支援教室(サポートルーム)*の運営に関連する業務を担当する。

用語		解説
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	副籍制度	特別支援学校(館山さざなみ学校含む)*に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。
	保幼小地域連携協議会	保育所・幼稚園・小学校の交流連携をより一層推進するため、特別支援教育*や幼児教育等について協議を行う会議体。
ま行	マルチメディアデージー教科書	通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ(同期)させて読むことができるもの。デージー(DAISY)は、「Digital Accessible Information SYstem」の略で、コンピュータやタブレット端末を利用し、文字・音声・画像を同時に再生するデジタル録音図書のこと。

参考資料

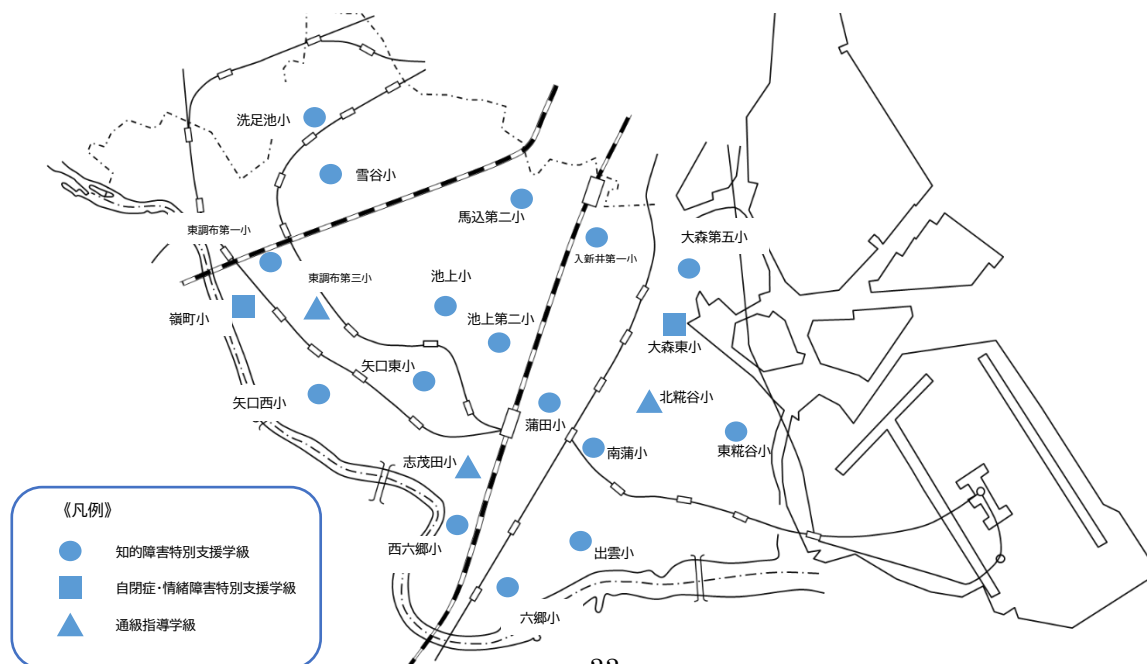
1 大田区における特別支援教育*の現況資料

(1) 小学校特別支援学級等在籍（利用）児童数 <各年度5月1日付>

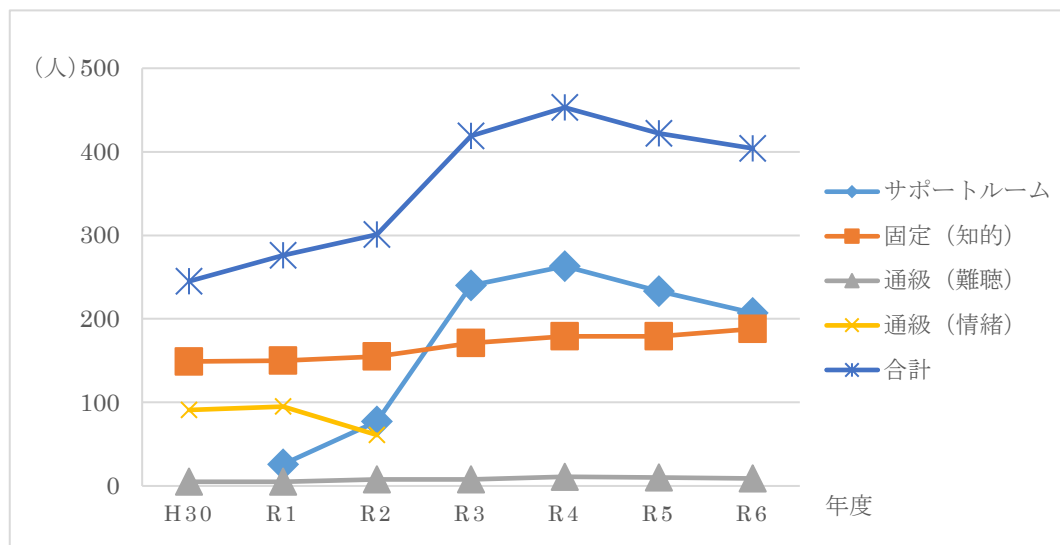


	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
固定（知的）	300 人	297 人	295 人	295 人	305 人	311 人	329 人
固定（自閉症・情緒）	-	-	-	-	-	-	5 人
通級（難聴等）	122 人	146 人	146 人	143 人	137 人	143 人	142 人
弱視	12 人	14 人	10 人	9 人	7 人	7 人	5 人
難聴	16 人	19 人	19 人	16 人	16 人	19 人	17 人
言語障がい	94 人	113 人	117 人	118 人	114 人	117 人	120 人
サポートルーム	781 人	803 人	839 人	854 人	984 人	969 人	976 人
合計	1203 人	1246 人	1280 人	1292 人	1426 人	1423 人	1452 人

小学校特別支援学級設置校配置図 (令和7年4月1日時点)



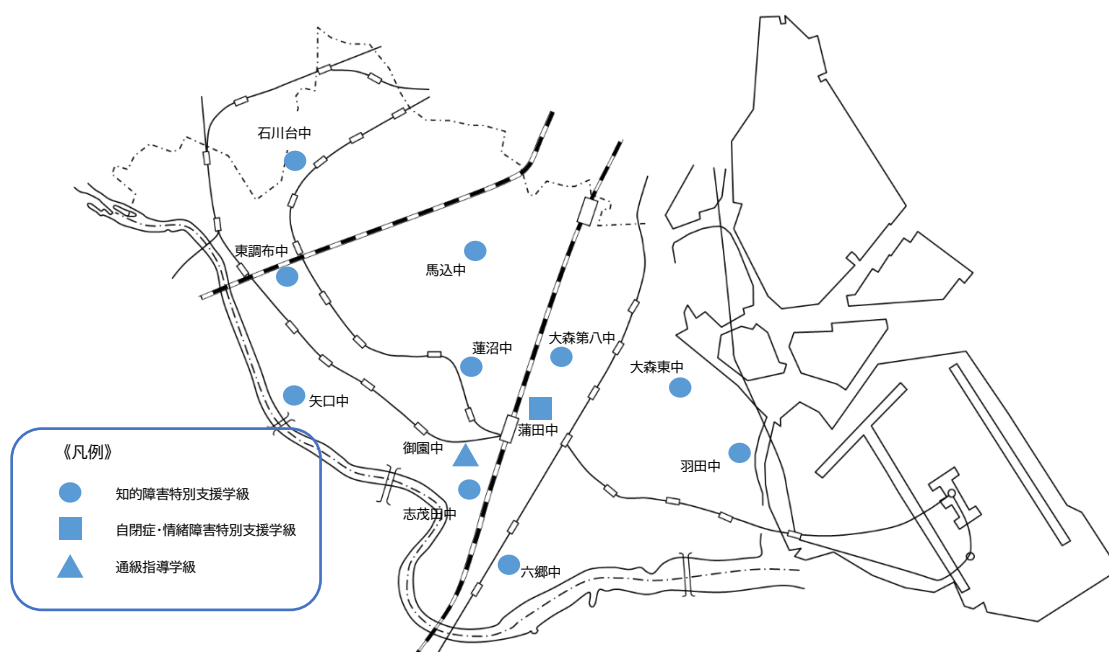
(2) 中学校特別支援学級等在籍（利用）生徒数 <各年度5月1日付>



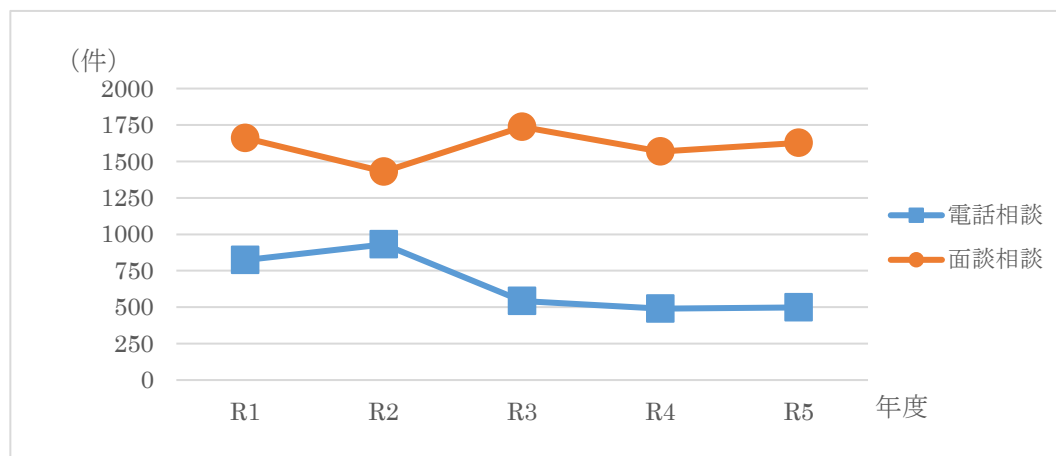
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
固定（知的）	149 人	150 人	155 人	171 人	179 人	179 人	188 人
通級（難聴）	5 人	5 人	8 人	8 人	11 人	10 人	9 人
通級（情緒）※2	91 人	95 人	61 人	-	-	-	-
サポートルーム	-	26 人	77 人	240 人	263 人	233 人	207 人
合計	245 人	276 人	301 人	419 人	453 人	422 人	404 人

※2 中学校への特別支援教室（サポートルーム）*設置を令和元年度から段階的に行ったため、情緒障害通級指導学級と併存していた期間があります。

中学校特別支援学級設置校配置図 （令和7年4月1日時点）

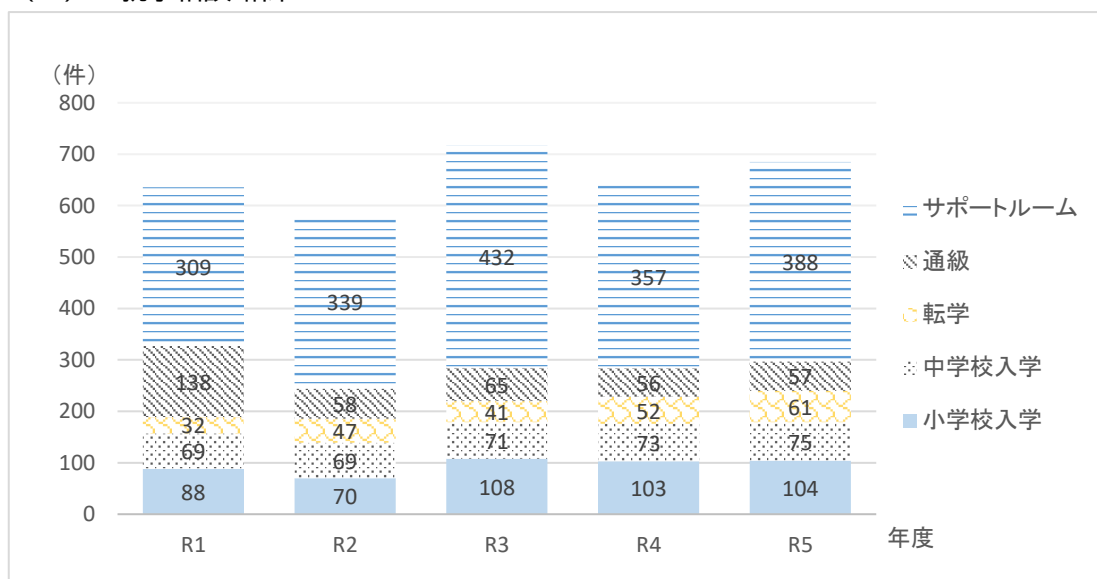


(3) 就学相談*件数



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
電話相談	824 件	931 件	543 件	490 件	498 件
面談相談	1661 件	1430 件	1737 件	1567 件	1628 件

(4) 就学相談*結果



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
小学校入学	88 件	70 件	108 件	103 件	104 件
中学校入学	69 件	69 件	71 件	73 件	75 件
転学	32 件	47 件	41 件	52 件	61 件
通級	138 件	58 件	65 件	56 件	57 件
サポートルーム	309 件	339 件	432 件	357 件	388 件

2 大田区特別支援教育推進計画検討過程

(1) 大田区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

令和6年6月20日6教学発第10732号教育長決定

(設置)

第1条 大田区における特別支援教育に関する施策の総合的かつ計画的な進行を図ることを目的として（仮称）大田区特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、「大田区特別支援教育推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育総務部長とする。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、所掌事項の関係部局の委員のみで開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の開催に当たっては、委員の代理出席を認める。
- 5 委員会は、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務を処理するため、教育総務部学務課に事務局を置き、学務課長を事務局長とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

	構 成
学識	学識経験者2名
福祉	大田区手をつなぐ育成会代表
	肢体不自由児者父母の会代表
	大田区三医師会代表
特別支援学校	東京都立矢口特別支援学校代表
	東京都立城南特別支援学校代表
学校関係	大田区立小学校 PTA 連絡協議会代表
	大田区立中学校 PTA 連合協議会代表
	大田区立小学校長会代表
	大田区立中学校長会代表
	大田区立小学校特別支援学級設置校長会会長
	大田区立中学校特別支援学級設置校長会会長
大田区	福祉部障害福祉課長
	障がい者総合サポートセンター次長
	こども家庭部子育て支援課長
教育委員会	教育総務部長
	教育総務部学務課長
	教育総務部指導課長
	教育総務部指導企画担当課長
	教育総務部学校支援担当課長
	教育総務部指導課統括指導主事
	教育総務部教育センター所長

(2) 大田区特別支援教育推進計画検討委員会名簿

	氏 名	肩 書
委員長	今井 健太郎	教育総務部長
学識経験	金子 尚弘	白梅学園大学名誉教授
	山中 ともえ	全日本特別支援教育連盟 研究部長
福祉	閑製 久美子	大田区手をつなぐ育成会代表
	橋本 朋子	肢体不自由児者父母の会代表
	澁井 展子	大田区三医師会代表
特別支援学校	渡邊 優美	東京都立矢口特別支援学校代表
	二階堂 直子	東京都立城南特別支援学校代表
学校関係	竹山 恵誠	大田区立小学校 PTA 連絡協議会代表
	長村 美希	大田区立中学校 PTA 連絡協議会代表
	山本 秀一	大田区立小学校校長会代表
	中野 敏英	大田区立中学校校長会代表
	山崎 宏則	大田区立小学校特別支援学級設置校長会長
	阿部 仁明	大田区立中学校特別支援学級設置校長会長
大田区	浅沼 雄一郎	障害福祉課長
	塚本 靖章	障がい者総合サポートセンター次長
	長沼 宏幸	子育て支援課長
教育委員会	高野 恭子	学務課長
	細田 真司	指導課長
	木下 健太郎	指導企画担当課長
	鈴木 啓介	学校支援担当課長
	秋山 亮	指導課統括指導主事
	早田 由香吏	教育センター所長

(3) 大田区特別支援教育推進計画検討経過

日程	経過	議事内容
令和6年7月30日	第1回検討委員会	・ 体系図に関する検討 ・ 特別支援教育に関する意見交換
令和6年9月2日	第2回検討委員会	・ 意見を踏まえた検討 ・ 新たな事業への意見交換
令和7年1月15日	区議会こども文教委員会	・ 素案の報告 ・ パブリックコメント実施の報告
令和7年1月16日 ～2月5日	パブリックコメントの実施	
令和7年3月24日	教育委員会定例会	・ 計画（案）報告
令和7年4月15日	区議会こども文教委員会	・ 計画報告

令和 7 年 4 月 発行

大田区特別支援教育推進計画

発行 大田区教育委員会

大田区蒲田 5－37－1

ニッセイアロマスクエア 5 階

電話 03－5744－1440